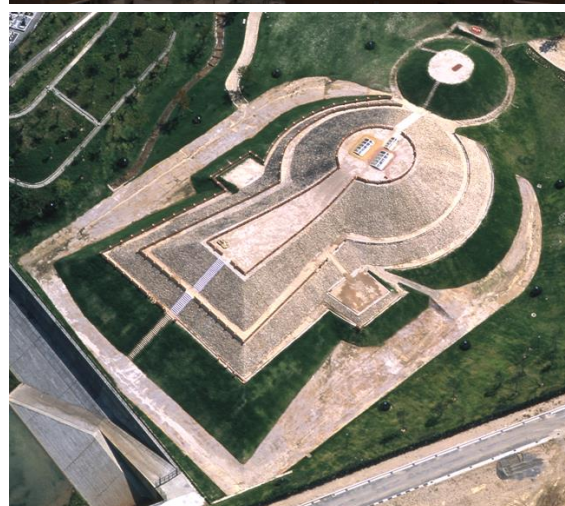


東広島市文化財保存活用地域計画



令和7年7月

東広島市

表紙写真（左上から時計回り）

- ・重要文化財 広島県安芸国分寺跡土坑出土品
- ・西条酒蔵通り地区の町並み
- ・史跡 三ツ^{みつ}城^{じょう}古墳（井出三千男氏撮影）
- ・重要文化財 竹林寺本堂
- ・東広島市重要無形民俗文化財 祝詞山^{のり}八幡神社大祭^{たいさい}の神賑行列^{しんしん}

東広島市文化財保存活用地域計画

令和 7 年 7 月

東 広 島 市

例 言

1. 本計画は、東広島市の文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。
2. 作成にあたっては、原案を東広島市教育委員会生涯学習部文化課で作成し、東広島市歴史文化基本構想策定委員会（委員長：今田幸博）において検討・審議を重ねて作成しました。また、文化庁文化資源活用課の指導・助言、広島県教育委員会管理部文化財課の助言を受けました。
3. 本書の挿図・表・写真については、章ごとにそれぞれ通し番号を付し、「図 2-2」、「表 2-2」、「写真 2-2」のように統一しました。
4. 「写真 1-11」は広島大学総合博物館提供、「写真 1-14」は広島大学大学院人間社会科学研究科考古学研究室提供、「写真 1-15」は井出三千男氏撮影の写真です。その他、本書で使用了写真・画像は、特に断りがない限り、東広島市が著作権を有します。

目 次

序 章 東広島市文化財保存活用地域計画作成の目的と位置づけ	1
1. 計画作成の背景と目的	2
(1) 背景	2
(2) 目的	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	6
4. 作成の体制と経緯	7
(1) 体制	7
(2) 経緯	9
5. 本計画の対象とする文化財と歴史文化	10
第1章 東広島市の概要	13
1. 自然的・地理的環境	14
(1) 位置	14
(2) 自然的環境	15
2. 社会的状況	20
(1) 人口	20
(2) 産業	22
(3) 観光	23
(4) 交通	24
(5) 土地利用	25
(6) 文化財に関連する施設	26
3. 歴史的変遷	28
(1) 先史	28
(2) 古代	30
(3) 中世	32
(4) 近世	33
(5) 近代	34
(6) 現代	35
第2章 東広島市の文化財の概要と特徴	37
1. 文化財の調査の概要	38
(1) 国・広島県による調査	38
(2) 東広島市による調査	39
(3) 研究機関・民間団体等による調査	43
2. 埋蔵文化財の発掘調査の概要	43
(1) 広島県等による発掘調査	43
(2) 東広島市等による発掘調査	43

(3) 研究機関・民間企業等による発掘調査	44
3. 文化財の調査の状況	45
4. 指定等文化財の概要と特徴	47
(1) 有形文化財	49
(2) 無形文化財	50
(3) 民俗文化財	50
(4) 記念物	51
(5) 文化的景観	52
(6) 伝統的建造物群	52
5. 未指定文化財の概要と特徴	53
(1) 有形文化財	53
(2) 無形文化財	54
(3) 民俗文化財	55
(4) 記念物	55
(5) 文化的景観	56
(6) 伝統的建造物群	56
(7) その他の文化財	56
6. 各エリアの特徴と文化財	57
(1) 西条・八本松エリア	58
(2) 志和エリア	59
(3) 高屋・入野 にゅうの エリア	60
(4) 黒瀬エリア	61
(5) 福富エリア	62
(6) 豊栄エリア	63
(7) 河内エリア	64
(8) 安芸津エリア	65
7. 関連する制度	66
(1) 100年フード	66

第3章 東広島市の歴史文化の特性 67

1. 東広島市の歴史文化の特性	68
(1) 広島県最大の洪積台地・瀬戸内海気候と多様な自然環境	68
(2) 穀倉地帯の形成と発展	68
(3) 政治・文化の拠点と陸上交通の要衝 ようしょう	70
(4) 豊かな生産力による農村の発展と文化	70
(5) 穀倉地帯と海のつながり	71
(6) 三浦仙三郎 みうらせんざぶろう の功績と銘醸地の誕生	71
2. 東広島市の歴史文化の特性の大テーマ	72

第4章 東広島市の文化財の保存と活用に関する将来像と基本的な方向性	73
1. 文化財の保存と活用に関する将来像	74
2. 将来像の実現に向けた基本的な方向性	75
第5章 東広島市の文化財の保存と活用に関する方針と取組み	77
1. 文化財の保存と活用に関する課題	78
(1) 方向性1：歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）の課題	78
(2) 方向性2：市民とともに東広島市の文化財を守り、継承する（保存・管理）の課題	78
(3) 方向性3：歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）の課題	80
(4) 方向性4：文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）の課題	82
2. 文化財の保存と活用に関する方針と取組み	82
(1) 方向性1：歴史文化の調査を進め、保護・継承の基礎を築く（調査・研究）の方針と取組み	85
(2) 方向性2：市民とともに東広島市の文化財を守り、継承する（保存・管理）の方針と取組み	87
(3) 方向性3：歴史文化を知り、歴史文化に親しむ（普及・活用・学習）の方針と取組み	96
(4) 方向性4：文化財を守り、伝えるための体制を整備する（組織・体制）の方針と取組み	102
3. 関連文化財群	104
● 関連文化財群1 東広島市の地形と水辺環境	105
● 関連文化財群2 古墳文化の開花	110
● 関連文化財群3 仏教文化の広がり しんぶつしゅうごう と神仏習合の記憶	114
● 関連文化財群4 大内氏 あきのくに の安芸国支配と国衆 くにしゅう	119
● 関連文化財群5 賀茂台地の暮らしと信仰	123
● 関連文化財群6 浦辺筋 うらべすじ から海へ、全国へ	131
● 関連文化財群7 近代の酒造りと吟醸酒の誕生	136
第6章 東広島市の文化財の保存・活用の推進体制	145
1. 文化財の保存・活用を推進する体制の整備方針	146
(1) 調査・研究に関する体制の整備方針	146
(2) 保存に関する体制の整備方針	146
(3) 活用に関する体制の整備方針	147
2. 文化財の保存・活用の推進体制と計画の進行管理	147
(1) 文化財の保存・活用の推進体制	147
(2) 計画の進行管理	150

序章

東広島市文化財保存活用地域計画作成の

目的と位置づけ

序章 東広島市文化財保存活用地域計画作成の目的と位置づけ

1. 計画作成の背景と目的

(1) 背景

東広島市は、昭和 49（1974）年 4 月に西条町・八本松町・志和町・高屋町の 4 町の合併により誕生しました。平成 17（2005）年 2 月に東広島市・黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町の 1 市 5 町が合併し、現在に至ります。

本市は古来、主要な道路である山陽道が通り、港が開かれ、現代に至るまで人と物が行き交う交通の要衝ようしゅうにあります。また、南の瀬戸内海沿岸部から北の高原地帯に至るまで、多様な自然環境に恵まれた地域でもあります。

そうした歴史的・地理的な環境の中で、人々は地域に根差した生活を営み、豊かな歴史文化を育んできました。そのことは、三ツ城古墳みつじょうや安芸国分寺跡など、本市の様々な文化財が物語っています。

文化財は古来、その地域に住む人々が大切に思い、様々な困難を乗り越え、現代まで受け継いできた地域の“たから”です。また、昔の地域の姿を今に伝え、地域を知る手がかりともなり、私たちの生活を豊かにしてくれます。そして、この文化財を次世代につなぐことは、今を生きる私たちの重要な責務でもあります。

しかし、我が国で急速に進展する人口減少・少子高齢化は、この文化財の保護と継承に多大な影響を与えています。本市においても、多くの地区で過疎化や少子高齢化によって地域の活力が次第に失われ、文化財の保護の担い手が少なくなっている現状があります。

文化財は一度失われてしまうと、二度と再生することができない、他に替え難い貴重な“たから”です。この文化財をどのように保護し、継承していくかが大きな課題です。

(2) 目的

こうした現状を受け、東広島市では平成 29（2017）年度、文化財の保存と活用の指針をまとめた「東広島市歴史文化基本構想」を策定しました。この構想では、指定・未指定にかかわらず関連しあう個々の文化財を結び付け、総合的な保存・活用を図ることで、歴史文化及び文化財を次の世代に継承し、地域を活性化するという基本方針を示しています。いわば本市における、文化財の保存と活用のためのマスタープランに位置付けられます。

この構想を推し進め、実現するためには、本市の住民、文化財の所有者、各種団体、企業、教育・研究機関、行政等の多様な主体が連携し、計画的に文化財の保存と活用に取り組む必要があります。

そこで本市では、「東広島市歴史文化基本構想」を踏まえ、地域総がかりで文化財の保存と活用に取り組むことで、歴史文化と文化財を次世代に継承し、地域を活性化させるため、「東広島市文

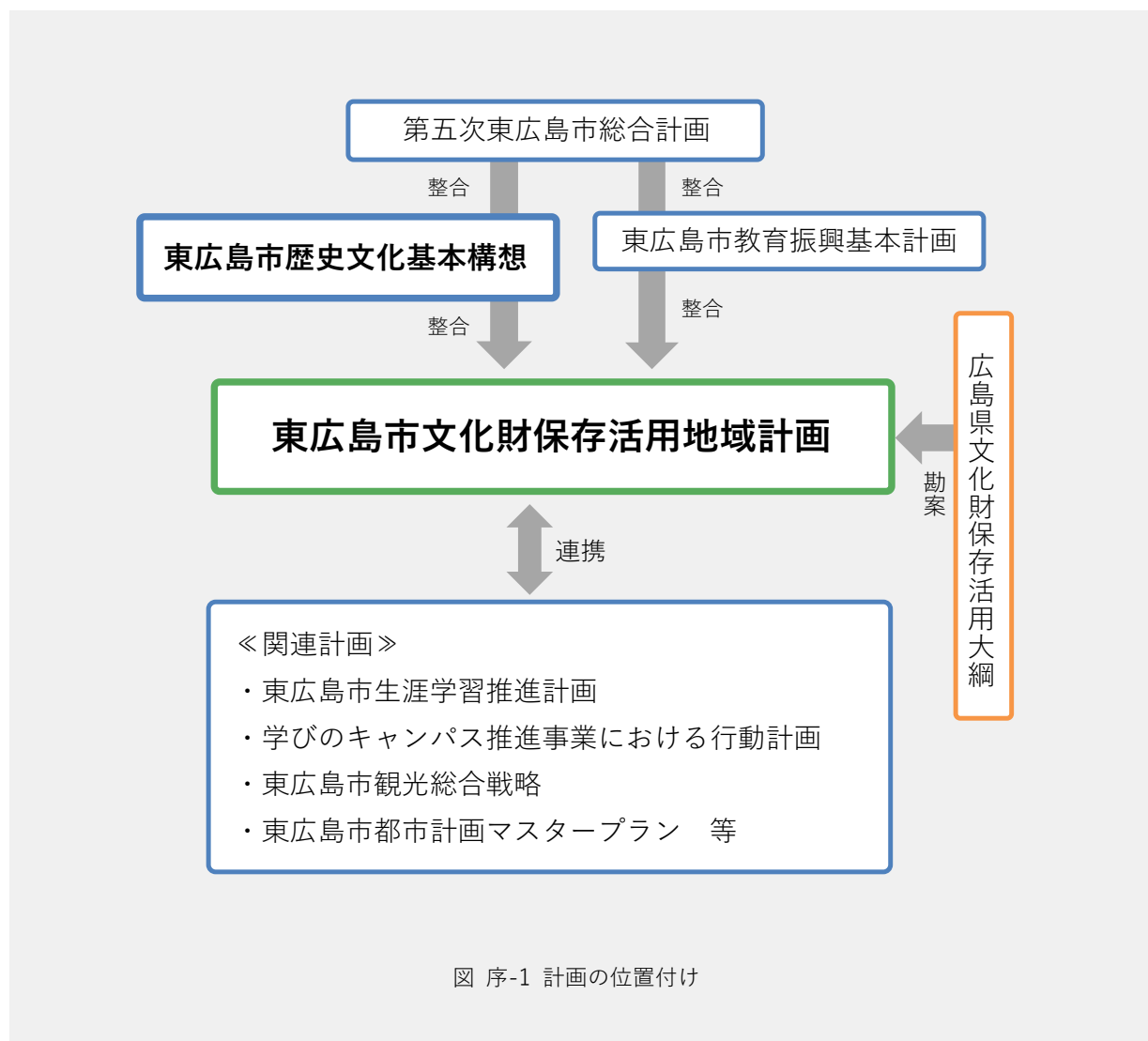
化財保存活用地域計画」(以下「本計画」という。)を作成しました。

2. 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項の規定に基づいて作成する計画であり、本市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」(令和元(2019)年度策定)の推進に向け、文化財の保存・活用に関する方針と取組みを示すものです。

作成に当たっては、広島県が県域における文化財の基本的・総合的な保存・活用の方向性や施策の基盤として策定した「広島県文化財保存活用大綱」(令和 2(2020)年度策定)を勘案するとともに、「東広島市歴史文化基本構想」を踏襲・統合して作成しました。

また、「東広島市生涯学習推進計画」や「東広島市観光総合戦略」等、関連する本市の計画と連携し、文化財の保存と活用に取り組めます。



● 第五次東広島市総合計画（令和元（2019）年度策定、令和6（2024）年度後期基本計画策定）

概要	将来都市像に「未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～」を掲げ、その実現に向けて5つの柱からなる「まちづくり大綱」を設定し、それぞれの基本方針、重視する方向性、主な取組みなどを示しています。
文化財との関連	「まちづくり大綱」のうち、「人づくり」の方向性「市全体が「学びのキャンパス」となる環境づくり」では、主な取組みに「文化財の価値を調査によって明らかにし、市民とともに活用を進め、保護意識を高める。」「市民の貴重な財産である歴史・考古・民俗資料の適切な保存と公開活用を行うとともに、その環境を整える。」「ユニークベニユーの取組みなど地域の文化財の活用を通じて、歴史・文化の新たな魅力を発信する。」などを挙げています。 また、「仕事づくり」の方向性「地域資源を活かした観光の振興」では、主な取組みの1つに「酒造りの伝統や史跡などの歴史資源、地域ならではの文化を活かしたストーリーを訴求する。」を挙げています。 「活力づくり」の方向性「都市成長基盤の強化・充実」では、主な取組みに「西条酒蔵通りについては、歴史的・文化的景観に配慮し、道路の美装化等の景観整備により、酒蔵地区の回遊性の向上を図る。」「地域ごとの景観特性に応じた景観形成及び保全を推進し、地域住民や地元事業者との連携を深めながら、地域の活性化を図る。」などを挙げています。

● 第3期東広島市教育振興基本計画（令和5（2023）年度策定）

概要	今後5年間に取り組む本市の教育施策の方向性として、「主体的に学び続け、ともに支え合い、豊かな人生を切り拓く「東広島教育」の創造」を基本理念に、5つの基本方針と11の施策を示しています。
文化財との関連	施策7「豊かな学びの推進」では、「市内の文化施設・文化財の活用による文化芸術に触れる機会の提供、及び地域の特徴を踏まえた創作・保全活動の支援と推進による若年層の活動の促進」を主要事業の1つとします。また施策9「学びを支える環境づくり」では、（公財）東広島市教育文化振興事業団の体制強化の一環として、「文化財の保全・活用の推進事業に携わる、専門職員の採用等の推進」を主要事業の1つに挙げています。

● 第2期東広島市生涯学習推進計画（令和5（2023）年度策定）

概要	「生涯学び、活躍できる環境の整備と学びを通じたまちづくりの推進～市全体を、学びのキャンパスに～」を生涯学習推進の基本目標とし、実現のための3つの基本方針と6つの施策を示しています。
文化財との関連	基本方針3の「学びを支える環境づくり」の施策の1つの「生涯学習推進体制の充実と質の向上」内の「生涯学習推進体制の再編」では、（公財）東広島市教育文化振興事業団の体制強化として、「文化財の保存管理や発掘に習熟した学術専門職員の配置」を挙げています。同じく基本方針3の施策の1つの「持続可能な生涯学習施設の運営」内の「生涯学習施設の適正配置と効率的・効果的な運営」では「博物館施設の整備と特徴化」を挙げ、同施策内の「生涯学習施設の計画的な保全」では「文化財施設の保全と認知度向上のための展示方法の工夫と活用」、「開発との整合による埋蔵文化財の保全」を挙げています。

● 学びのキャンパス推進事業における行動計画（令和4（2022）年度策定）

概要	生涯学習推進のため、「学びと実践の好循環」を将来像（戦略目標）とし、既存の公共施設などの資源を有効に活用していくことを目的に策定した行動計画です。
文化財との関連	「学びの戦略的取組み」において、文化財分野では、「博物館施設の特徴化と図書館等との連携」、「新文化財センター整備による収蔵施設の一元化」、「市史・郷土資料の公開強化」、「（公財）東広島市教育文化振興事業団における、文化財の保存管理や発掘に習熟した学術専門職員の採用」などを挙げています。

● 東広島市地域防災計画（平成11（1999）年度改定、令和6（2024）年度修正）

概要	災害対策基本法第42条の規定に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市や公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務または業務の大綱を定めたものです。
文化財との関連	「防災まちづくりに関する計画」では「寺や神社等の所有者等に対し、必要に応じて耐震性の調査、耐震補強方法に関しての指導に努める。」とします。また、「迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画」では「文化財保護のための施設・設備の所有者等に対し、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。」、「平素から文化財所有者等に対して、文化財に対する防災知識の普及を図る。」とします。

● 第2次東広島市環境基本計画（令和3（2021）年度策定）

概要	「市民一人ひとりが ふるさとの環境を まもり・はぐくみ・つたえるまち」を全体目標像とし、望ましい環境像とその実現に向けた市・市民・事業者の協働の取組みを設定しています。
文化財との関連	望ましい環境像の1つである「豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち」では、取組みの方向性に「生物多様性の保全」、「歴史・文化的資源の保全・活用」、「産業遺産等の保全」、「歴史的町並みの保全」等を挙げています。

● 第3次東広島市農業振興基本計画（令和元（2019）年度策定）

概要	「活力ある農業と魅力ある農村が育むまち東広島」を将来像とし、2つの基本理念、5つの基本目標及び17の施策を設定しています。
文化財との関連	基本目標1「農のもつ多様な価値を活かした豊かな市民生活の創造」の施策のうち、「都市と農村の共生・交流の促進」の方向性「多様な交流の促進、農村関係人口の拡大」において、「農業体験の場や歴史民俗資料館等を活用した農村文化等を学ぶ機会の創出」を挙げています。また、同目標の施策の「良好な農村環境の形成」の方向性「農業・農村の多面的機能の維持、発揮」において、「景観形成、緑化、防災、環境保全等、農業・農村の有する多面的機能の実態把握と市民の認知度向上」、「伝統的行事や食文化の伝承、民俗文化財等の保護、自然景観や生態系の保全などに向けた、市民が主体となった取組みの促進」を挙げています。

● 東広島市観光総合戦略（平成 30（2018）年度策定、令和 6（2024）年度改定）

概要	本市の観光振興に向けて「来る人・住む人がつながりにぎわう東広島～地域経済の循環による持続可能な観光の地域づくり～」を目指す姿とし、中心部エリア（西条・八本松・志和・高屋・黒瀬）・安芸津エリア・県央エリア（福富・豊栄・河内）について、それぞれ 3 つの戦略と、戦略に基づく施策を設定しています。
文化財との関連	中心部エリアの戦略 2「特色を魅せる情報発信」の施策の 1 つに「酒造りの伝統や史跡などの歴史資源、地域ならではの文化を活かしたストーリーの訴求」を、戦略 3「受入体制の整備と観光資源の保全」の施策の 1 つに「西条酒蔵通りの景観保全」を挙げています。また、安芸津エリアの戦略 2 では施策の 1 つに「瀬戸内の景観や歴史・文化のストーリーの訴求」を挙げています。

● 第 3 次東広島市都市計画マスタープラン（令和 3（2021）年度策定）

概要	「夢と希望に満ちた『やさしい未来都市』 住み、働き、学び、交流し、活力と魅力が生まれるまちづくり」を都市づくりの目標とし、4 つの基本方針、全体構想、地域別構想を設定しています。また、全体構想には都市づくりの理念と分野別形成方針、地域別構想には地域ごとの将来像と地域整備の方向等を設定しています。
文化財との関連	全体構想の分野別形成方針のうち、「環境の保全・景観形成の方針」の「東広島らしい景観の保全及び育成と創出」において、「本市の特徴的な自然景観の維持・保全」、「日本酒文化や酒蔵の景観及び関連資源の保全」、「景観に関する意識の高まりに応じた東広島らしい景観づくり」などを挙げています。

● 第 2 次東広島市緑の基本計画（令和 4（2022）年度策定）

概要	「人々の多様な活動のなかで緑豊かな環境が育まれるまち東広島」を緑の将来像とし、5 つの基本方針と 12 の施策を設定しています。
文化財との関連	基本方針④「緑の活力づくり：歴史・文化・環境に配慮した都市の構築」に関する施策「歴史ある緑の保全と活用」では、「歴史的環境と調和した自然環境と景観の保全及びそれらの適正な維持管理・環境整備」、「安芸国分寺歴史公園・鏡山城跡における歴史的な景観の保全と市民協働による公園づくり」などを挙げています。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 か年とします。

この 10 年を、令和 7 年度から令和 9（2027）年度、令和 10（2028）年度から令和 12（2030）年度、令和 13（2031）年度から令和 16 年度の 3 つの期間に区切ります。各期間の最終時点では、それまでの点検・検証の結果を踏まえ、必要に応じて計画の修正を行います。

10

(1) 体制

本計画の作成に当たっては、平成 30（2018）年度から東広島市歴史文化基本構想策定委員会にて検討・審議を行いました。策定委員会には広島県教育委員会管理部文化財課がオブザーバーとして参加し、大綱との整合性を図るとともに、文化庁からの指導・助言を受けました。併せて、本市の文化財の保存と活用に関する諮問機関である東広島市文化財保護審議会にて、進捗報告と意見聴取を行いました。

■表 序-1 東広島市歴史文化基本構想策定委員会委員

氏 名	専門分野	所属団体等	任期等
天野 浩一郎	郷 土 史	東広島郷土史研究会顧問 元東広島郷土史研究会会長	H29 年～R5 年 委員長 (H31 年～R5 年)
石川 典子	観 光	(公社) 東広島市観光協会事務局長	H29 年～
今田 幸博	郷土史・城館	東広島郷土史研究会副会長 東広島市文化財保護審議会会長	R5 年～ 委員長 (R5 年～)
大藤 由美子	動 物	元小学校教諭 元東広島市文化財保護審議会委員	H29 年～
兒玉 伸泰	学 校 教 育	元小学校長 西条小学校教諭	H29 年～
佐竹 昭	古 代 史	広島大学名誉教授	H29 年～ 委員長職務代理者
ウェルナー・ シュタインハウス	考 古 学	百舌鳥・古市古墳群世界遺産学術委員会委員	H29 年～

竹岡 訓子	地 域	元小学校長 三ツ城住民自治協議会 スクールソーシャルワーカー	H29 年～
谷川 大輔	建 築 史	近畿大学工学部准教授	H29 年～
徳永 京子	観 光	東広島ボランティアガイドの会会長	H29 年～
戸田 常一	まちづくり	広島大学名誉教授 元東広島市総合計画審議会会長	H29 年～H31 年 委員長(H29 年～H31 年)
三村 泰臣	民俗芸能学	元広島工業大学教授	H29 年～H30 年
向田 裕始	文化財・民俗	元広島県教育委員会文化財課課長	H29 年～

■表 序-2 東広島市文化財保護審議会委員

氏 名	専門分野	所属団体等	任 期
有松 唯	考 古	広島大学大学院准教授（人間社会科学研究科）	R 6 年～R 8 年
安東 淳一	地 質	広島大学大学院教授（先進理工系科学研究科）	
伊藤 奈保子	美 術 工 芸	広島大学大学院准教授（人間社会科学研究科）	
井上 尚子	植 物	広島市植物公園主任技師	
今田 幸博	城 館	東広島郷土史研究会副会長	
岡崎 環	民 俗	広島民俗学会会長	
岸 泰子	建 築 史	京都府立大学教授	
榎藤 敦子	民 俗	広島大学大学院教授（人間社会科学研究科）	
佐竹 昭	古 代 史	広島大学名誉教授	
清水 則雄	動 物	広島大学総合博物館准教授	
多田羅 多起子	絵 画	広島大学大学院准教授（人間社会科学研究科）	
棚橋 久美子	近世・近代史	元広島大学客員教授	
濱田 宣	仏 教 美 術	元徳島文理大学教授	
本多 博之	中 世 史	広島大学大学院教授（人間社会科学研究科）	
向田 裕始	文化財・民俗	元広島県教育委員会文化財課長	

(2) 経緯

本計画の作成に当たっては、前出の策定委員会のほか、文化財の掘り起こしと保存・活用に関する地域でのワークショップ、地域の歴史文化に関する取組みや歴史文化の掘り起こしの事例・手法を学び意見交換を行うための勉強会、出前講座等の機会を活用した意見交換、専門家の所掌分野に応じた意見聴取のワーキンググループ、パブリックコメントを行い、未指定文化財リストの作成と市民・専門家の意見の把握に取組み、計画に反映しました。

■表 序-3 東広島市文化財保存活用地域計画の作成に向けた取組みの経緯

平成 29 (2017) 年度	・ 東広島市歴史文化基本構想策定
平成 30 (2018) 年度	・ 平成 30 年度第 1 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：基本構想を踏まえた保存活用計画の作成に着手 調査方法等の検討 ・ 文化財の保存と活用に関するワークショップ（豊栄町）
平成 31 (2019) 年度 令和元年度	・ 令和元年度第 1 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：ワークショップの報告 保存活用計画の内容検討 ・ 令和元年度第 2 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：文化財保護法の改正を踏まえ、文化財保存活用地域計画の作成に移行 今後のスケジュールの検討
令和 2 (2020) 年度	・ 出前講座等での意見交換（西条町、八本松町吉川、黒瀬町） ・ 勉強会開催（西条町田口・郷曾の柏原地区、田口・大沢の三升原地区） ・ 令和 2 年度第 1 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：勉強会の報告、計画の構成の検討
令和 3 (2021) 年度	・ 未指定文化財の調査 ・ 出前講座等での意見交換（高屋町^{ぞうか}造賀、西条町^{みそのう}御園宇、河内町）
令和 4 (2022) 年度	・ 未指定文化財の調査 ・ 学びのキャンパス推進事業における行動計画のアンケート調査・関係団体へのヒアリング調査 ・ 出前講座等での意見交換（黒瀬町、福富町^{かみとの}上戸野）
令和 5 (2023) 年度	・ 未指定文化財の調査 ・ 令和 5 年度第 1 回歴史文化基本構想策定委員会 内容：未指定文化財の調査状況の報告と検討 計画の構成と保存・活用に関する課題・方針・取組みの検討 ・ 文化財の保存と活用に関するワークショップ （河内町宇山・^{との}戸野、福富町上戸野）

令和5（2023）年度	・ 出前講座等での意見交換（安芸津町、黒瀬町（^{いた き にし}板城西）） ・ 令和5年度第2回歴史文化基本構想策定委員会 内容：保存と活用に関する将来像と課題・方針・取組みの検討 ・ 文化財の保存と活用に関するワーキンググループ（全4回） ・ 令和5年度第3回歴史文化基本構想策定委員会 内容：ワーキンググループの報告、将来像の検討
令和6（2024）年度	・ 出前講座等での意見交換（志和町、安芸津町木谷、高屋町^{しらいち}白市） ・ 計画案の作成 ・ 文化財保護審議会での計画案に関する意見聴取 ・ 令和6年度第1回歴史文化基本構想策定委員会 内容：計画案の審議 ・ パブリックコメントの実施 ・ 令和6年度第2回歴史文化基本構想策定委員会 内容：パブリックコメントの結果報告、計画案の諮問・答申 ・ 教育委員会定例会で計画案を議決



写真 序-1 ワークショップの様子



写真 序-2 勉強会の様子

5. 本計画の対象とする文化財と歴史文化

本計画で対象とする文化財を次のとおり定義します。

《本計画の対象とする文化財》

本市に所在し、我が国、広島県、本市及び地域、本市に所在する集団・団体等にとって、歴史上、学術上、芸術上、鑑賞上等の観点から価値が高いと認められる有形・無形の資産、もしくは文化的な所産

文化財は文化財保護法上の6類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）に加え、文化財の保存技術、埋蔵文化財を扱います。

また、本計画では、文化財保護法に規定のない伝説、伝承、民話、方言、地名等も、現代まで受け継がれてきた文化財と捉え、「その他の文化財」と定義します。

■表 序-4 本計画の対象とする文化財の類型

＜文化財の類型＞		
有形文化財	建造物	
	美術工芸品	絵画
		彫刻
		工芸品
		書跡・典籍 ^{てんせき}
		古文書
		考古資料
		歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術など	
民俗文化財	有形の民俗文化財（産業や生活に関する道具・衣類・器具などの民俗資料）	
	無形の民俗文化財（風俗慣習、民俗芸能、民俗技術）	
記念物	遺跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅など）	
	名勝地（庭園、橋梁 ^{きょうりょう} 、溪谷 ^{けいこく} 、海浜、山岳など）	
	動物・植物・地質鉱物	
文化的景観	棚田、里山、用水路などを有する集落	
伝統的建造物群	宿場町、城下町、農漁村など	
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料製作・修理の技術	
埋蔵文化財	土地又は水中に埋蔵されている遺跡・遺物等の文化財	
その他の文化財	伝説、伝承、民話、方言、地名等	

上記の文化財は、学術的に評価され、文化財保護法等の規定によって保護されるべき指定文化財・登録文化財と、学術的評価の定まっていない未指定文化財に分けられます。

指定文化財は、その文化財を指定した主体によって、国指定・県指定・市町村指定があり、それぞれ法・条例によって規定された保護制度により保護の対象になります。

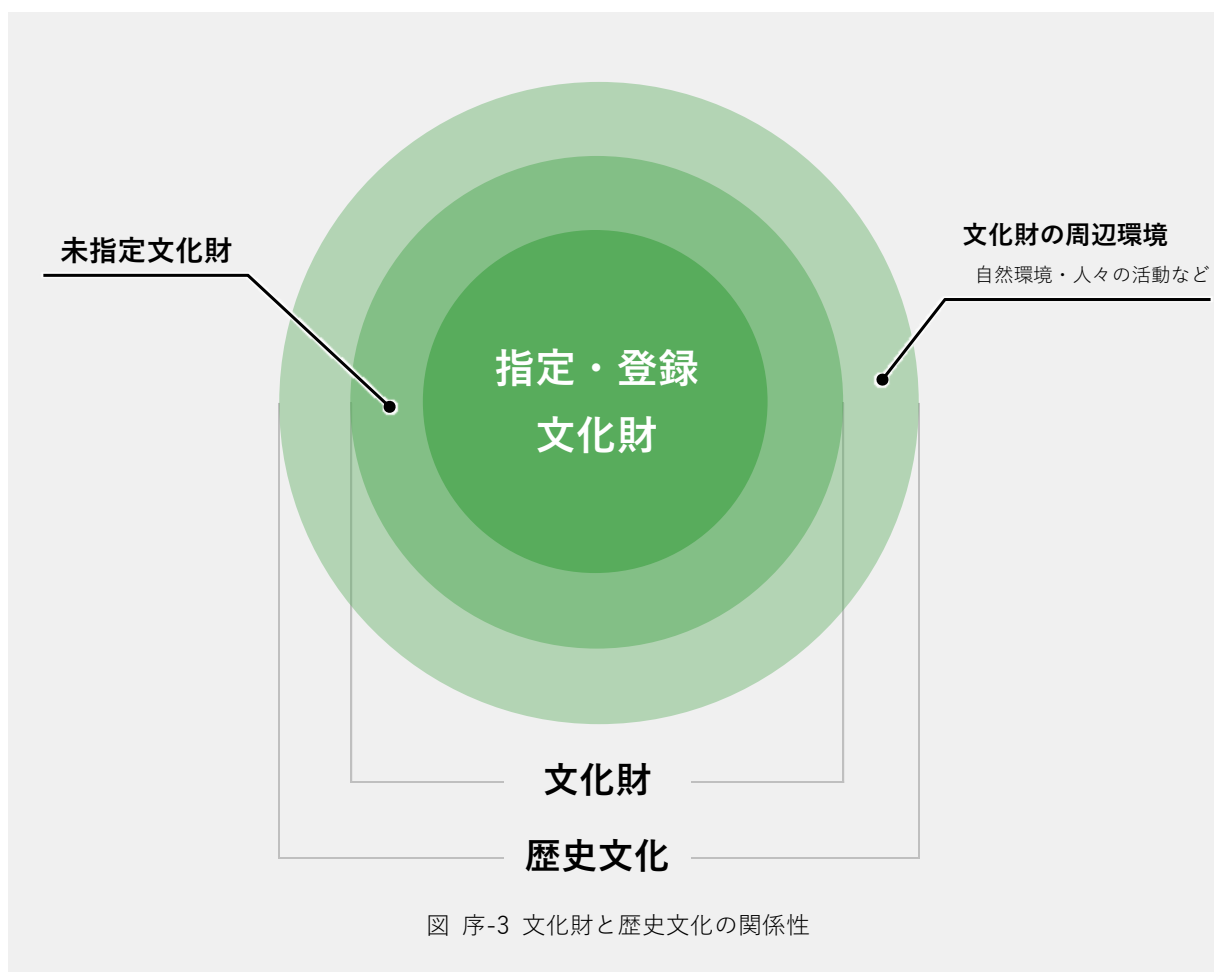
登録文化財は、国の登録原簿に登録された文化財を指すもので、指定文化財よりも緩やかな規制を通じて保存を図り、活用を促す仕組みです。

これに対し、未指定文化財は、指定文化財・登録文化財以外の文化財を指すものであり、法・条例に基づく保護の対象外です。なお、埋蔵文化財は原則全て文化財保護法により、保護されて

います。

本計画で「文化財」と表記する場合、特に断らない限り、上記の指定文化財、登録文化財、未指定文化財を含むものとします（図 序-4 参照）。

また、この文化財の周辺には、文化財に関わる自然や、文化財を支える人々の活動などの周辺環境があります。こうした周辺環境と文化財が一体になったものとして「歴史文化」を定義します。そして、この歴史文化を構成する文化財の保存と活用を図ることで、本市の歴史文化の価値・魅力の向上と市内外への普及、未来への継承につなげます。



第1章 東広島市の概要

第1章 東広島市の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置

本市は、東は竹原市と三原市、北は世羅町・三次市・安芸高田市、西は広島市と熊野町、南は呉市と接しており、広島県における県央の中心都市に位置付けられます。

市域は東西 29.42km、南北 39.99km に広がり、面積は 635.16 km²で広島県の約 7.5%を占めています。

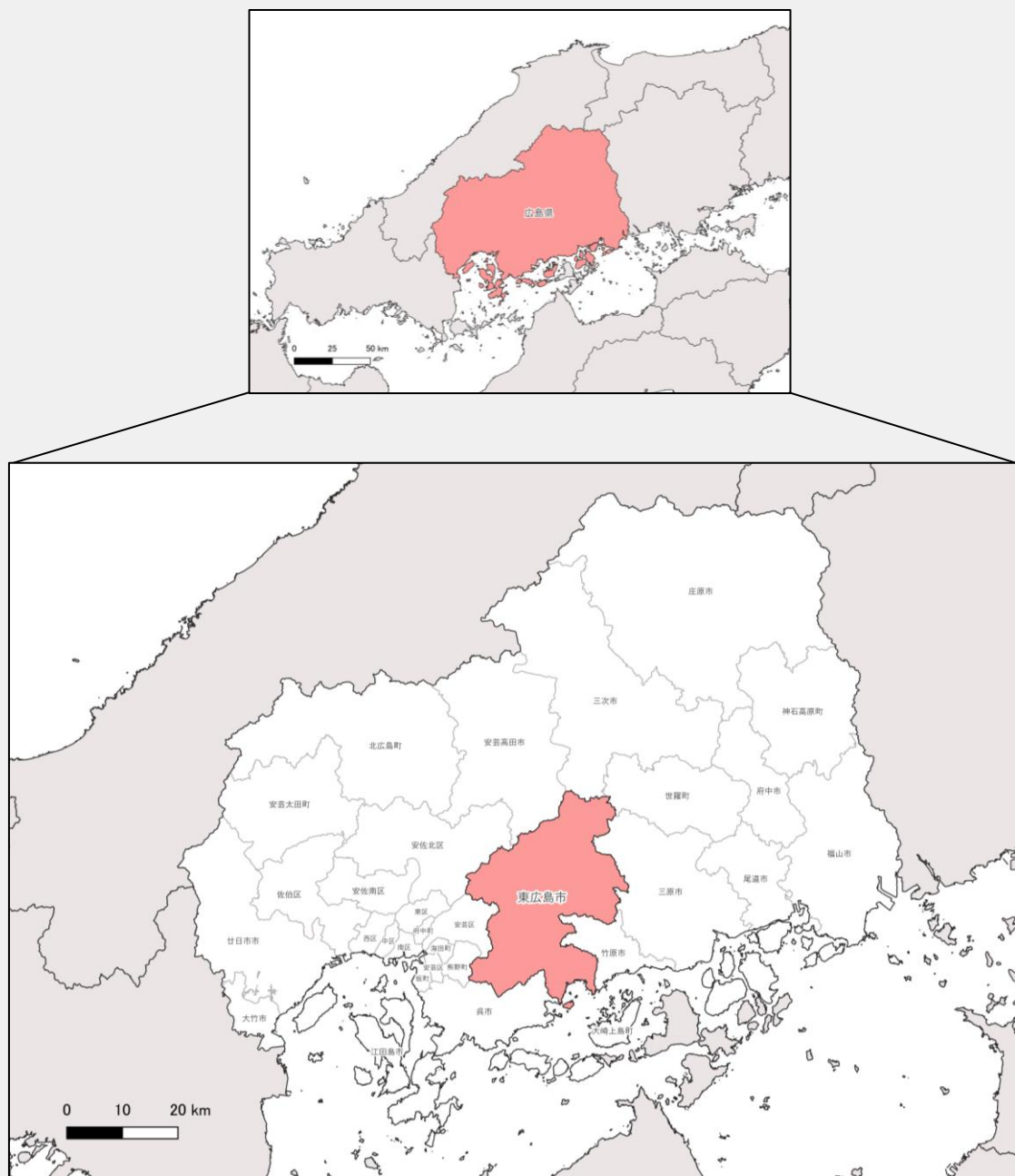


図 1-1 位置図 ※国土数値情報（行政区域データ）（国土交通省）を加工して作成

(2) 自然的環境

● 地形

本市は周囲を標高 400～500m の山々に囲まれた標高 200m ほどの盆地状の地形が大部分を占め、南西部を中心に比較的平坦地に恵まれています。本市の最高点は鷹巣山（標高 922m、福富町）です。

南東部は瀬戸内海に面しており、沿岸部には小規模な平坦地が広がり、三津湾（安芸津町）には大芝島等の島しょがあります。

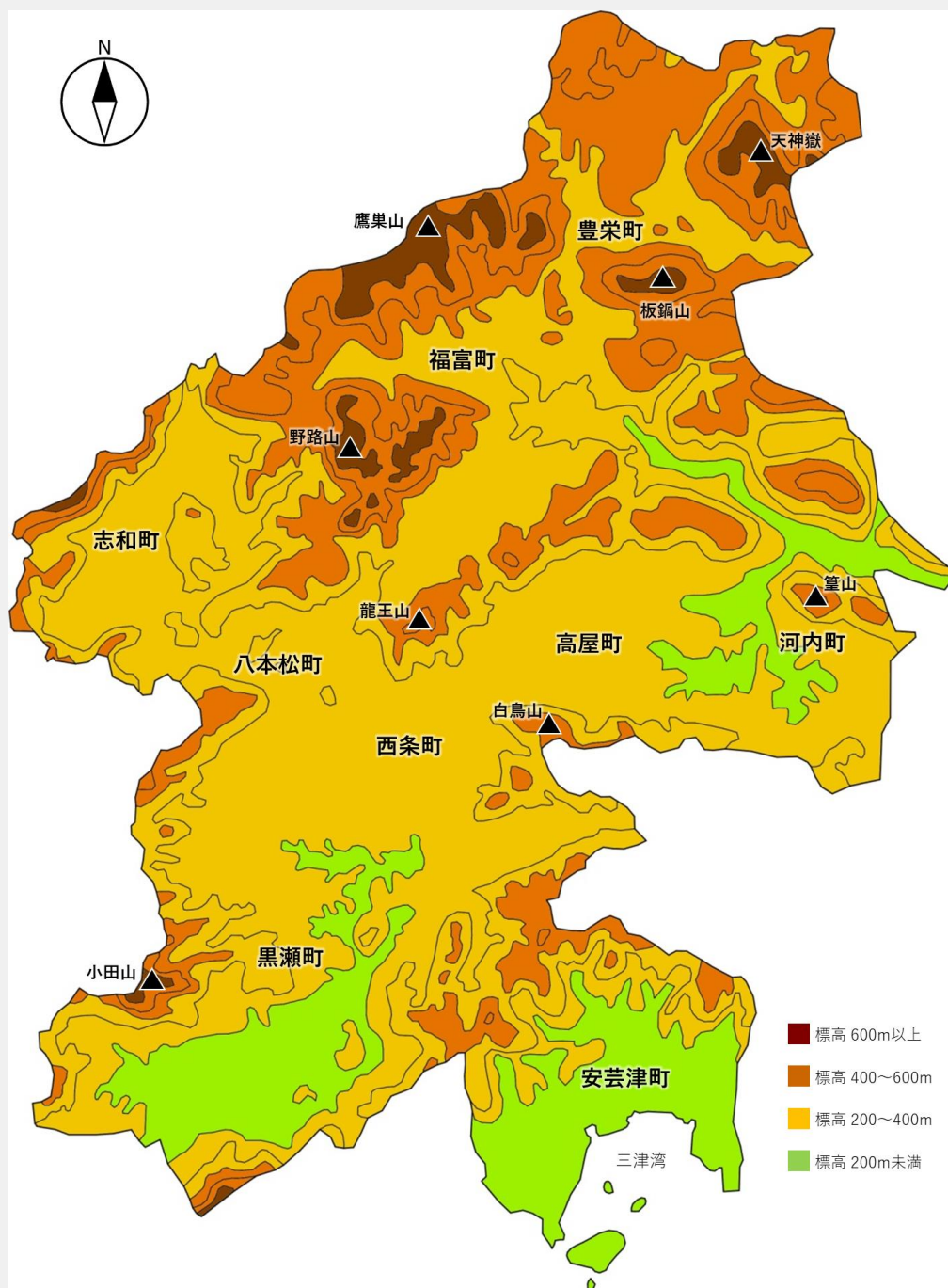


図 1-2 東広島市の地勢図

● 地質

本市の中央部は^{ひろしま か こうがん}広島花崗岩が優位な地質です。広島花崗岩は風化・浸食しやすく、その風化した土はいわゆる「^{ま さ つち}真砂土」と呼ばれており、広島県内に広く分布しています。西条町、高屋町、黒瀬町にまたがる西条盆地は、この広島花崗岩体が風化・^{さくはく}剝されて生じた浸食盆地です。

また、盆地の中心部には、広島花崗岩の岩盤の上に、砂層と粘土層が交互に積み重なった西条層と呼ばれる厚い堆積層があります。その地層から寒冷植物の化石群が発見されており、更新世ミンデル氷期（約40～50万年前）以前に形成されたと考えられています。

これに対し、北部と南部は^{たか た りゅうもんがん}高田流紋岩が広範囲に見られます。流紋岩は浸食に対して耐性が強く、浸食に弱い花崗岩との境界付近では岩が露出した険しい地形を見ることができます。

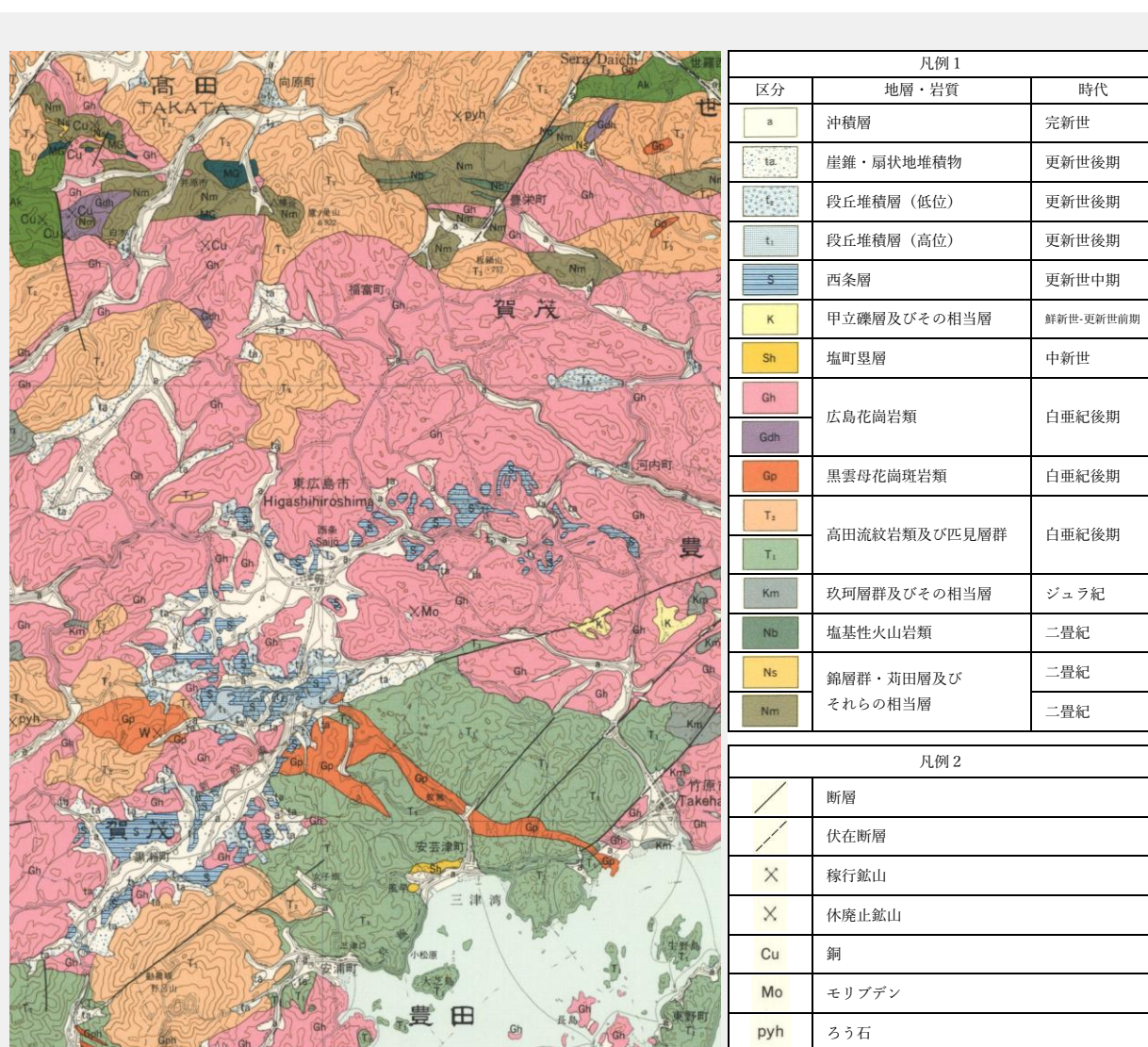


図 1-3 東広島市の地質図（地質調査所「20 万分の 1 地質図幅『広島』」（1986）を一部加工）

● 気候

本市は標高が北に高く南に低い地形のため、地域によって冬季の気温、積雪量に差がみられます。瀬戸内海に面する地域は四季を通じて寒暖の差が少なく、市内でも温暖な気候です。一方、標高の高い地域は平均気温が低く、凍害に強い赤瓦の普及や、酒造りなどに深く関わっています。

本市の年平均気温は 13.7℃で、夏期 8 月の平均最高気温は 31.5℃（過去最高気温は 37℃）、冬期 1 月の平均最低気温は -2.6℃（過去最低気温は -12.6℃）です。年間平均降水量は 1,457.6mm です¹。

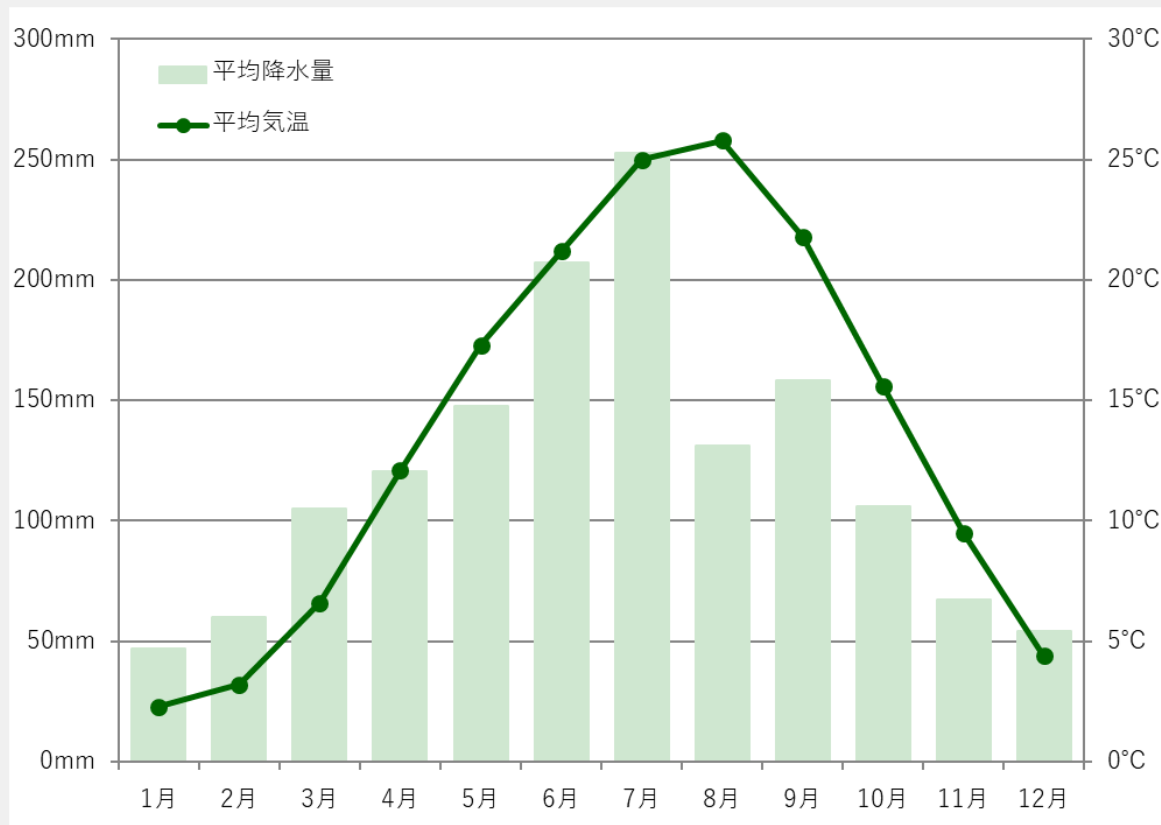


図 1-4 東広島市の月別平均降水量・平均気温（平成 3（1991）年～令和 2（2020）年）

※気象庁ホームページの気象データをもとに作成

● 水系

安芸津町を除く地域は、一級河川太田川、江ノ川、芦田川、二級河川瀬野川、黒瀬川、沼田川、賀茂川の 7 水系に属しており、流域としての一体性はほとんどありません。その中で、旧市（西条町、八本松町、志和町、高屋町）、福富町、豊栄町、河内町を流れる沼田川水系と旧市地域、黒瀬町を流れる黒瀬川水系の流域が大部分を占めています。

¹ いずれも平成 3（1991）年～令和 2（2020）年の気象庁ホームページの気象データによる。

一方、安芸津町は、二級河川の^{たかの}高野川、^{じゃどう}蛇道川、^{みつおお}三津大川、^{きだにごう}木谷郷川、^{さんほ}三畝川の5河川が南北に流れ、それぞれ小規模な水流域を形成しています。

このような状況から河川の水量が少なく、各地に数多くのため池が造成されています。



● 植物相

森林は昭和 60 年代までほぼ全域がアカマツ林に覆われており、その間にコナラ・アラカシ群落、スギ・ヒノキの植林が見られました。しかし、燃料や肥料を得る場として山林が利用されることが少なくなると、雑木や草が茂り、アカマツを圧倒するようになります。さらに、昭和の末期から平成にかけて主に松くい虫の被害により、アカマツ林はほぼ壊滅し、現在は照葉樹と落葉広葉樹が混じり合っています。

また、本市には中小河川に加え、多くのため池が造成されており、水辺の植物が豊富です。特にサイジョウコウホネは西条盆地の固有種として知られており、本市の水生植物を代表するものです。

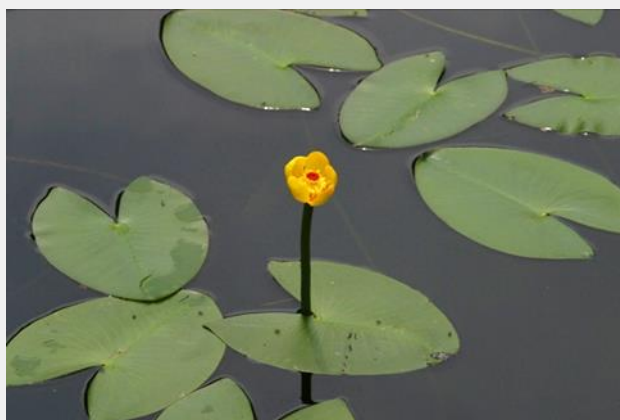


写真 1-1 サイジョウコウホネ



写真 1-2 鶴亀山の社叢 (県天然記念物)

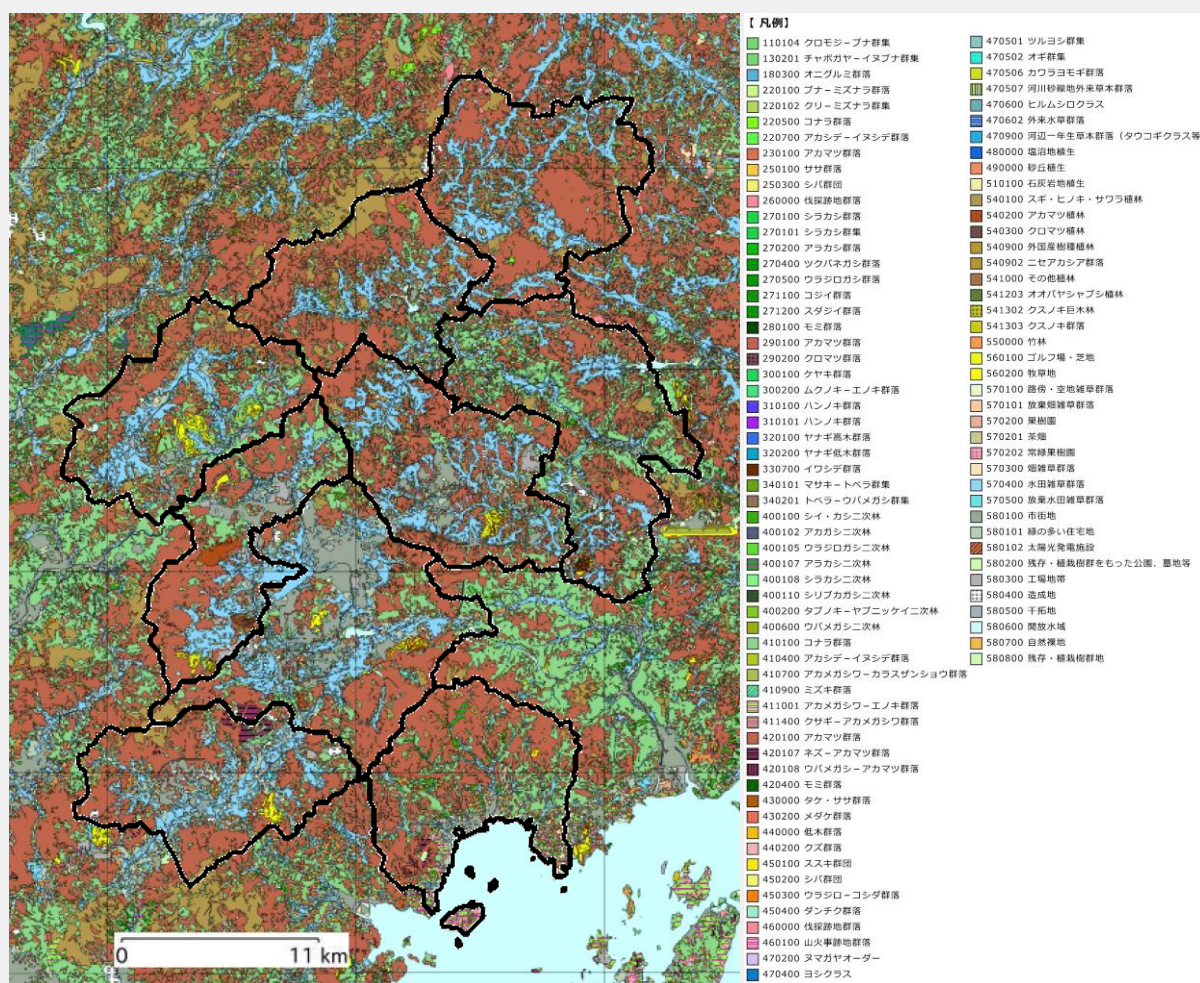


図 1-6 東広島市の植生図 ※環境省自然環境局生物多様性センター自然環境調査 Web-GIS
「植生調査 (1/2.5 万 平成 11 (1999) 年～整備)」より取得
一部加工して作成

● どうぶつそう 動物相

瀬戸内海沿岸・島しょ部から標高 900m ほどの山地に至るまで、多様な環境の下にある本市は動物相も豊かです。大型獣ではイノシシ、シカはもちろん、北部ではクマの報告例も多くあります。小型獣ではキツネ、タヌキ、アナグマ、ウサギ、テン、イタチ、ムササビなどが見られます。また、オオサンショウウオ（特別天然記念物）を始め、アキサンショウウオ（旧：カスミサンショウウオ、市天然記念物）や、アカハライモリ、各種カエル類、などの両生類、マムシ、ヤマカガシ、シマヘビなどの爬虫類も数多く見ることができます。加えて豊かな水辺環境には大型の水辺の鳥が生息しており、近年はコウノトリ（特別天然記念物）の飛来も確認されます。

魚類は海水魚と淡水魚があります。海水魚はスジハゼやアミメハギなどが確認されています。淡水魚は、沼田川水系、太田川水系などで海から川を遡るアユ、ウナギなどを見ることができます。黒瀬川水系はナマズやカワムツ、ドンコ、ハヤなどが生息する一方、海から川を遡る魚類は見られません。



写真 1-3 オオサンショウウオ（特別天然記念物）



写真 1-4 コウノトリ（特別天然記念物）

2. 社会的状況

(1) 人口

令和 7（2025）年 3 月現在の人口は 19 万 363 人です。本市ではこれまで一貫して人口増加が続いてきましたが、わが国全体で少子高齢社会が進展する中、その傾向は緩やかになりつつあります。地区別の人口推移を見ると、市街地を形成する西条町・八本松町は増加傾向にありますが、福富町・豊栄町・河内町・安芸津町では減少傾向が続いており、志和町では平成 7（1995）年、黒瀬町では平成 12（2000）年、高屋町では平成 17（2005）年をピークに減少に転じています。西条町を除く地区では高齢化率が 21% と高く、文化財保護の担い手の確保の面でも大きな影響を及ぼしています。

本市の人口は、長期的には減少傾向に向かうと考えられるものの、まちづくりの効果や近年増加傾向にある外国人市民の影響等を考慮し、今後も緩やかな増加で推移するものと考えられます。本市は令和 12（2030）年における人口を、令和 2（2020）年から約 8,000 人増加の 20 万 5,000 人と推計しています。（令和 2（2020）年国勢調査、第五次東広島市総合計画後期基本計画を参照）

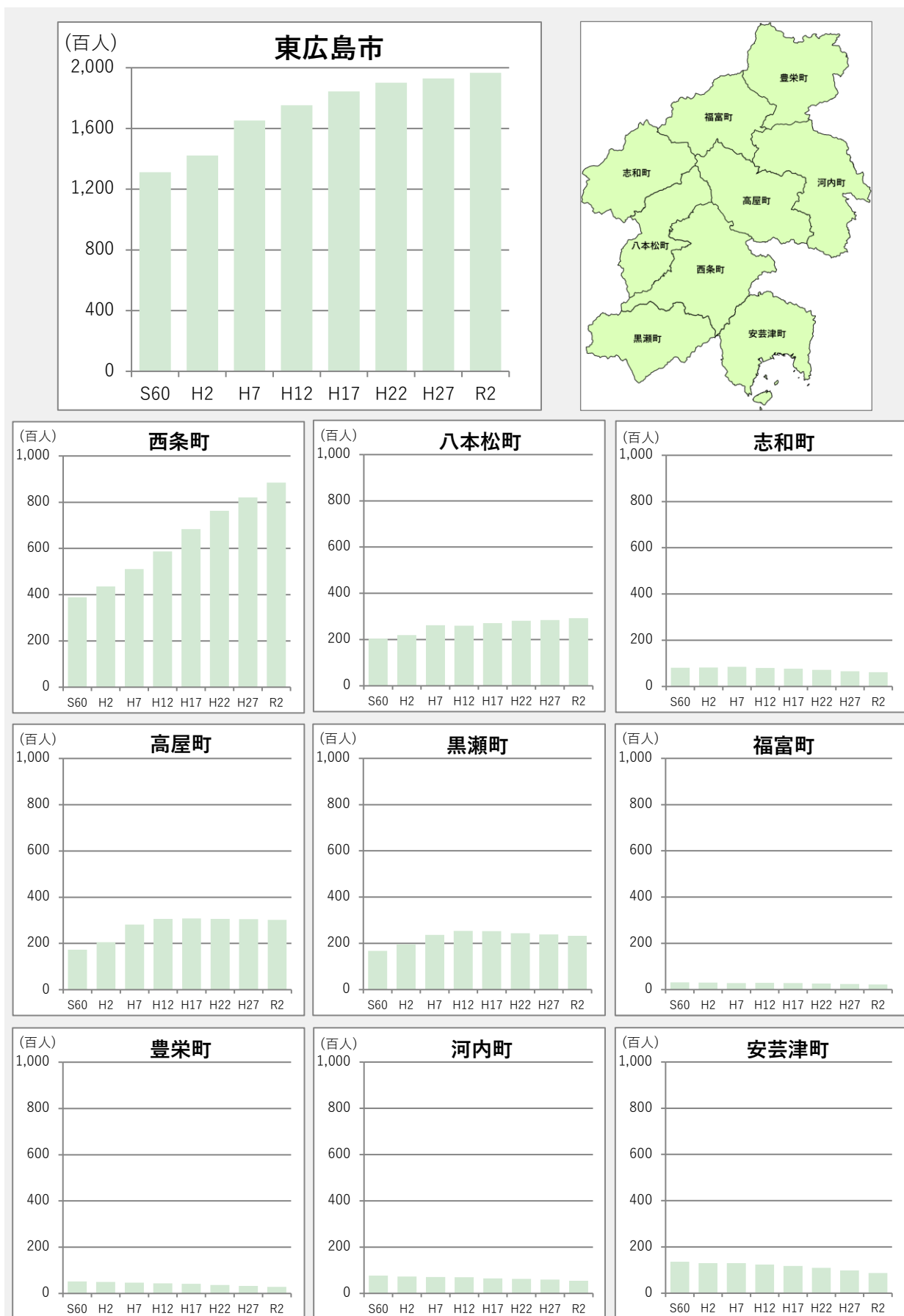


図 1-7 東広島市の人口の推移 ※国勢調査をもとに作成

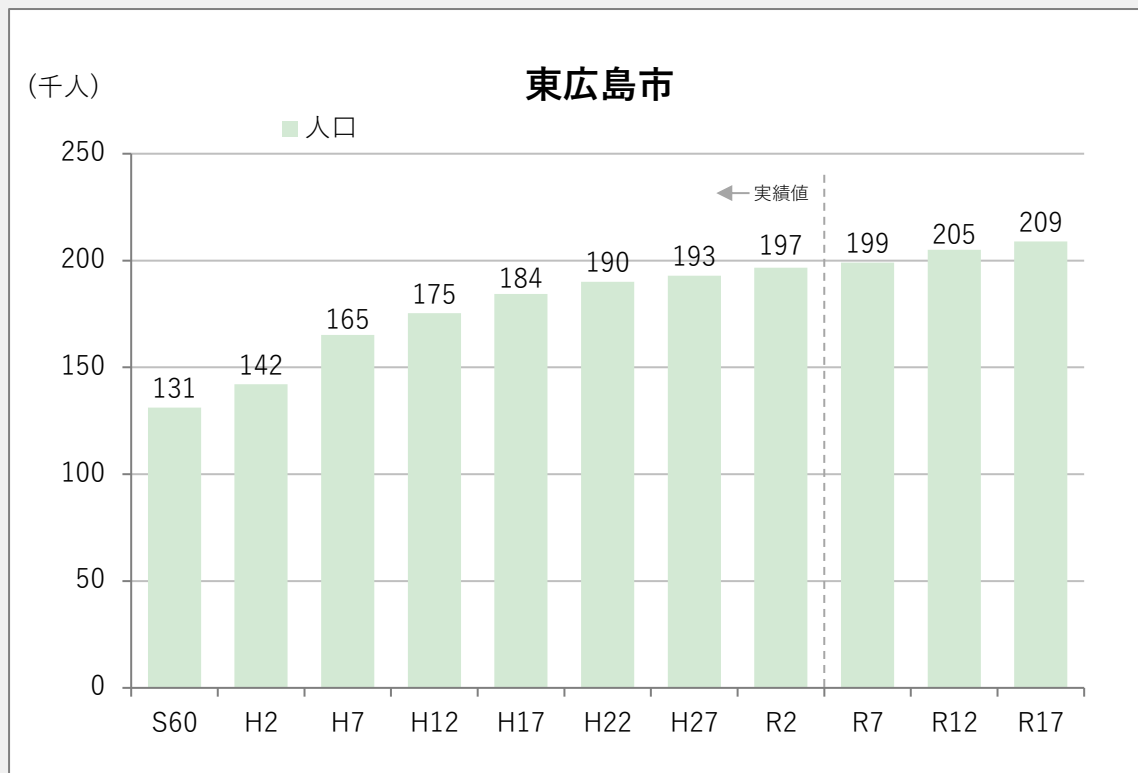


図 1-8 東広島市の人口の推移と将来予測 ※第五次東広島市総合計画後期基本計画をもとに作成

(2) 産業

本市の令和 2（2020）年の就業者数は、第 1 次産業が 3,382 人（3.6%）、第 2 次産業が 2 万 7,661 人（29.5%）、第 3 次産業が 5 万 8,898 人（62.9%）です。産業別で見ると、製造業が 2 万 2,897 人（24.5%）で最も多く、卸売業、小売業が 1 万 2,628 人（13.5%）、医療、福祉が 1 万 1,831 人（12.6%）と続きます。

また、令和 3（2021）年度の総生産は 1 兆 1,843 億 400 万円で、広島県全体の 9.8%を占めます。構成比率は第 1 次産業が 40 億 3,600 万円（0.3%）、第 2 次産業が 6,938 億 5,900 万円（58.6%）、第 3 次産業が 4,843 億 6,200 万（40.9%）で、近年第 2 次産業が増加傾向にあります。特に、本市では電子部品や自動車部品・同附属品が基幹産業に位置付けられています。

第 1 次産業は、多彩な自然環境下で様々な農林水産業が営まれています。中でも水田面積は県内最大で、西日本有数の稲作地帯を形成するほか、野菜、花き、果樹及び畜産など、気候や地形に応じて多彩な農業が営まれています。

（令和 3 年度広島県市町民経済計算結果、令和 3 年度産業連関表の概要、第 3 次東広島市農業振興基本計画を参照）

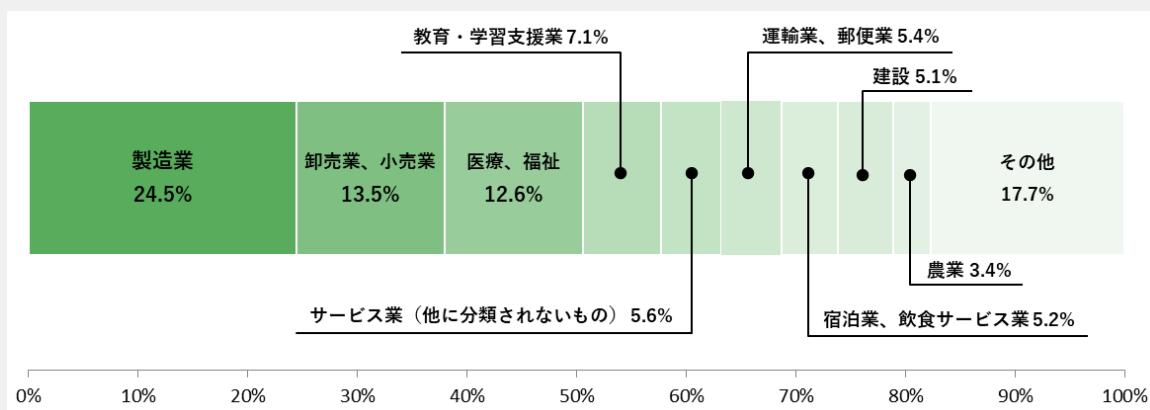


図 1-9 東広島市の産業（大分類）別就業者数（令和 2（2020）年 10 月）

※令和 2（2020）年国勢調査をもとに作成

(3) 観光

本市の観光客数は 367 万 5,000 人（令和 5（2023）年度）で、そのうち外国人観光客数は 1 万 26 人です。新型コロナウイルス感染症の影響により一時観光客数は減少していましたが、令和 4（2022）年度に道の駅西条のん太の酒蔵の開業もあって増加し、令和 5（2023）年度も増加しています。また、外国人観光客数も令和 4（2022）年度の 2,832 人から大きく回復しています。

観光コンテンツの中心は「日本酒」です。JR 西条駅周辺部の徒歩圏内には 7 つの酒蔵が集まり、重要な観光資源です。中でも毎年 10 月に行われる酒まつりは、市の内外から多くの人々が訪れ、例年 2 日間で約 20 万人が来場する最大のイベントです。

一方、歴史・文化財等を目的とした観光客は 8 %に留まっており、文化財の観光資源としての活用が今後の課題の 1 つです。

（広島県観光客数の動向、東広島市観光総合戦略、統計でみる東広島 2023 を参照）



写真 1-5 酒まつり



写真 1-6 あかりの散歩道（酒蔵通りライトアップイベント）

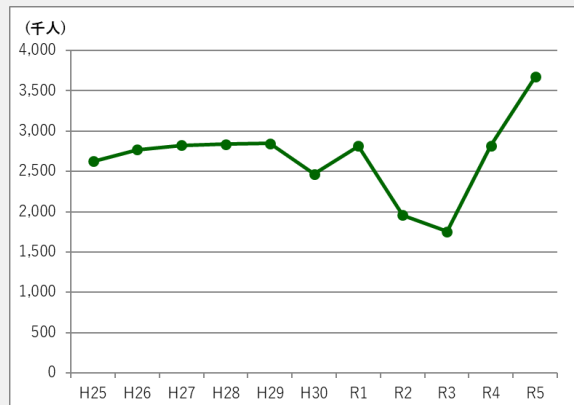


図 1-10 東広島市の総観光客数
※広島県観光客数の動向をもとに作成

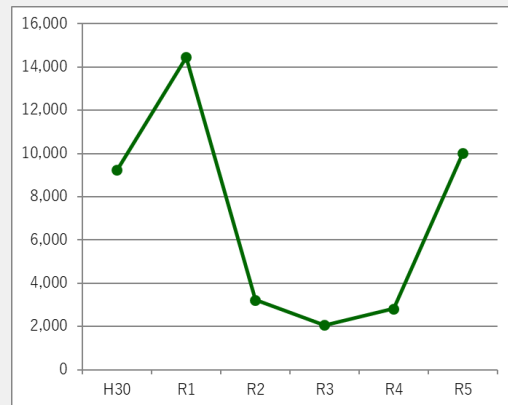


図 1-11 東広島市の外国人観光客数
※広島県観光客数の動向をもとに作成

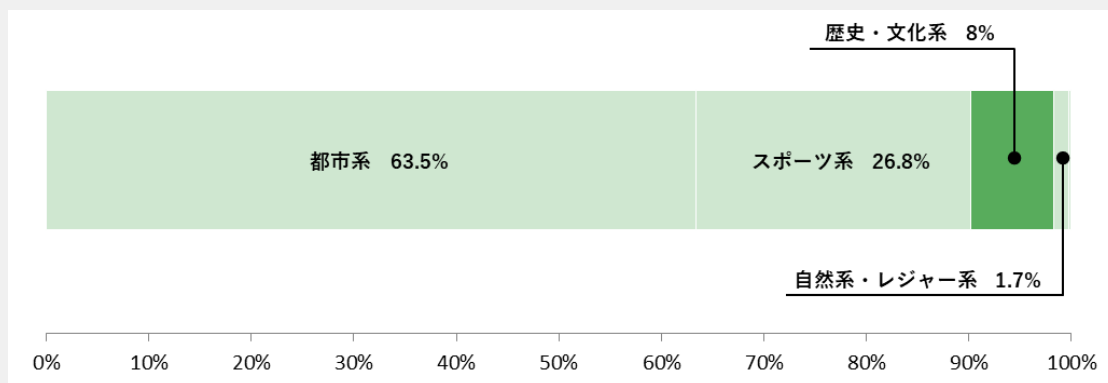


図 1-12 東広島市の観光目的（令和 4（2022）年度）²

※統計でみる東広島 2023 をもとに作成

(4) 交通

本市は広島県の南部、ほぼ中央に位置しており、古代以来、東西交通の要衝^{ようしゅう}でした。また、畿内と九州を結ぶ大動脈である瀬戸内海の地乗り航路に面しており、海上交通でも重要な位置にあります。

現在でも、市の中心部と県内主要都市とは、直線距離でおおむね 60 km 以内の距離にあり、山陽新幹線（東広島駅）、山陽自動車道（志和 IC³、西条 IC、河内 IC、高屋 JCT⁴.IC）といった高速交通機関を有するとともに、広島空港にも近接しています。また、東広島・呉自動車道と東広島高田道路の一部が開通し、高屋 JCT.IC に接続しています。

一般国道では、南北に国道 375 号、東西には国道 2 号が貫いています。国道 2 号の慢性的な交通渋滞解消と広域連携の強化を目的として、国道 2 号東広島・安芸バイパスの整備が進められ、

² 都市系…都市観光、産業観光 スポーツ系…ハイキング、登山、キャンプ、その他スポーツ

歴史・文化系…神社、仏閣、祭り、行事、その他 自然系…自然探勝、温泉

レジャー系…海水浴、釣り、潮干狩り、みかん狩り、松茸狩り等

³ インターチェンジの略

⁴ ジャンクションの略

令和5（2023）年3月に開通しました。

本市は空路へのアクセスも良く、市の中心部から広島空港まで自動車約20分（山陽自動車道利用の場合）、鉄道・バス利用で約25分（JR山陽本線西条駅～白市駅、白市駅～広島空港、西条駅～広島空港）と好立地にあります。広島空港からは、令和7（2025）年3月現在、東京（約1時間20分）、札幌（約2時間）のほか、仙台、沖縄、成田の国内定期便、海外へは、大連、北京（大連経由）、上海、台北、香港、バンコク、ソウル、ハノイの国際定期便が就航しており、地方の中心都市にふさわしい空の玄関です。

一方、域内交通は鉄道とバスが代表的です。東西に走る鉄道は内陸部でJR山陽本線、海岸部でJR呉線の2路線があり、山陽本線に7駅、呉線に2駅が設置されています。市域の南北を結ぶ公共交通機関はバスのみですが、過疎化の進行により路線は縮小傾向にあります。その他、志和町、高屋町、黒瀬町、豊栄町、河内町、安芸津町では地域公共交通（コミュニティバス等）が導入されています。

このような状況の中、市民の主な交通手段は自動車であり、国道・県道・市道が市民の生活を支えています。

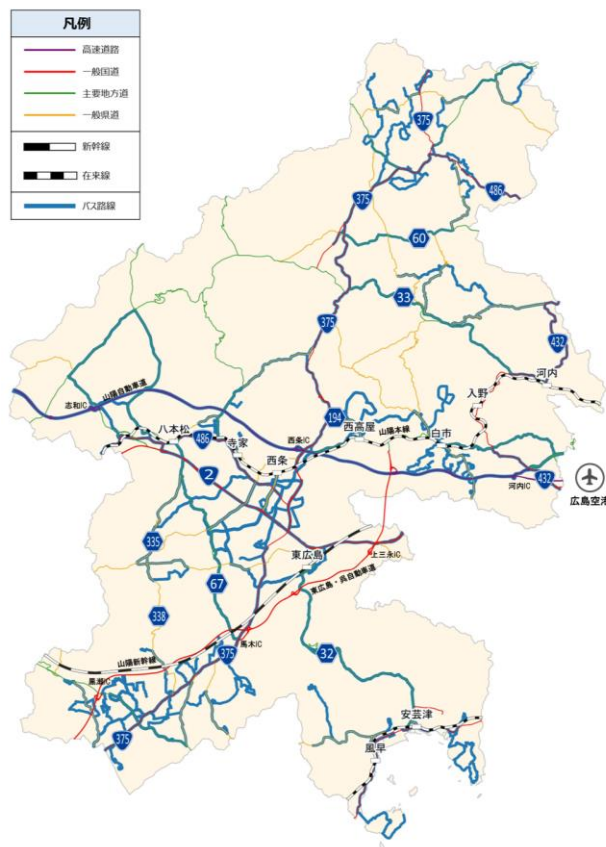


図1-13 東広島市の公共交通
(東広島市都市交通マスタープラン 改定版)

(5) 土地利用

本市の森林面積は60%を超えています。中心部には市街地や工業団地などの都市的土地利用が拡大しており、その市街地を包むように山林や農地が広がっています。

人口密度は、主にJR山陽本線の駅周辺・広島大学付近・黒瀬地域の市街化区域で高く、特に西条駅の周辺では100人/haを超えています。全市域のうち、5.5%の市街化区域及び用途地域の中に、人口の60%近くが居住しており、全体的には集約型の都市構造です。

河内地域・安芸津地域の用途地域や福富地域、豊栄地域は人口密度が比較的低く、居住地域が分散しているものの、それぞれの地域に一定の人口集積地があります。

(第五次東広島市総合計画を参照)

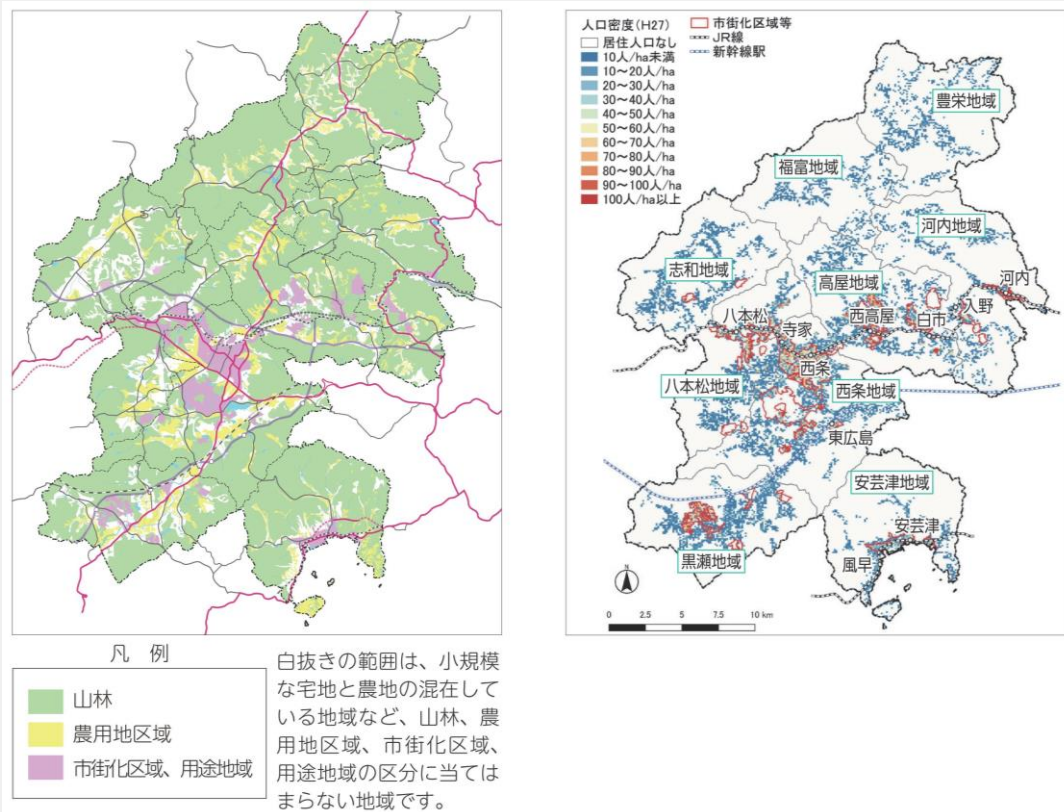


図 1-14 東広島市の土地利用状況図（平成 26（2014）年）及び人口密度（平成 27（2015）年）
（第五次東広島市総合計画）

（6）文化財に関連する施設

河内町の東広島市出土文化財管理センターは、市内各地の遺跡から出土した文化財を整理・収蔵するとともに、展示機能を併せ持った公立埋蔵文化財センターです。

各地には、市立の歴史民俗資料館（八本松・三永・安芸津）と民俗資料展示室（河内町・豊栄町）があり、市の歴史に関わる民俗資料を収蔵・展示しています。このうち八本松歴史民俗資料館は「産業」、三永歴史民俗資料館は「農村生活」をテーマに民俗資料を展示しています。また、安芸津歴史民俗資料館は、安芸津町の特徴である海と関わりの深い北前船の歴史や、酒造りに科学的手法を導入するとともに、杜氏を育成した三浦仙三郎^{とうじ}に関する文化財等を展示しています。



写真 1-7 出土文化財管理センター



写真 1-8 安芸津歴史民俗資料館

国の重要文化財に指定されている旧木原家住宅と、市の重要文化財に指定されている旧石井家住宅は、市による運営のもと一般公開を行っています。国の史跡に指定されている三ツ城古墳^{みつじょう}は、発掘調査の成果を踏まえて当時の古墳の姿を復元するとともに、周囲を公園として整備しており、史跡を身近に感じられる場所です。付近の管理棟と東広島市立中央図書館のガイダンスコーナーでは、三ツ城古墳や市内の遺跡についての展示を行っています。また、同じく国の史跡である安芸国分寺跡は、現在の國分寺の周辺を安芸国分寺歴史公園として整備するとともに、発掘調査で明らかになった遺構を復元し、歴史学習の場として活用しています。加えて西条酒蔵群^{さいじょうさかぐらぐん}賀茂鶴酒造一号蔵（史跡）の一部である西条本町歴史広場は、西条酒蔵通り地区とその周辺地域の歴史と文化を学ぶことができる多目的広場として整備し、活用しています。

豊栄町の乃美地域センターに併設したオオサンショウウオの宿は、痩せて弱ったオオサンショウウオ（特別天然記念物）の個体やケガを負った個体を保護し、回復させてから放流する一時保護施設として運営するとともに、保護の状況を公開しています。

登録博物館である東広島市立美術館では、国内外の優れた美術作品を紹介する展覧会や現代絵本作家原画展に加え、刀剣に関する特別展や東広島の黎明展など、歴史文化に関する展覧会も開催しています。同じく登録博物館である仙石庭園銘石ミュージアムは日本庭園形式をとり、全国の銘石・巨石・奇石・組石を鑑賞できる民間施設として、運営されています。

その他、東広島市立図書館では郷土資料を保存・公開し、市内各地の生涯学習センター・地域センターでは市民による地域の文化活動が実施されています。

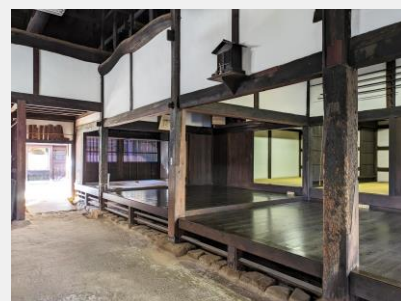
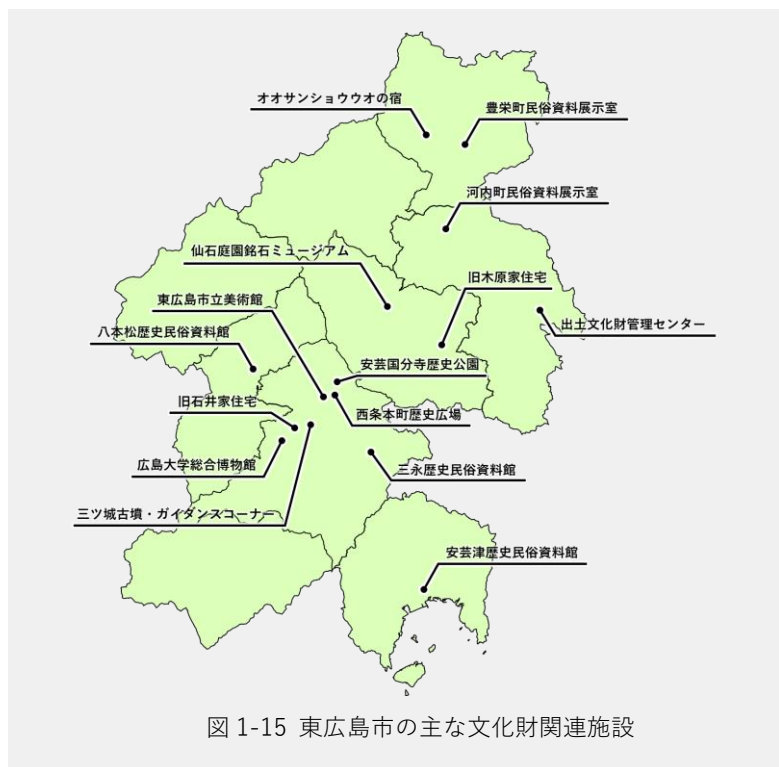


写真 1-9 旧木原家住宅（重要文化財）

写真 1-10 三ツ城古墳ガイダンスコーナー
（東広島市立中央図書館内）

3. 歴史の変遷

(1) 先史

● 旧石器時代～縄文時代

日本列島に人々が住み始めたのは、今から約4万年前と考えられていますが、こうした人々の遺跡が多く発見されるのは約3万年前からです。この時代は後期旧石器時代と呼ばれ、気候は今よりも寒く、朝鮮半島と陸続きでした。人々はナウマンゾウやオオツノジカなどの大型動物を追い、日本列島へやって来たと考えられています。

現在の市域で人類の活動の痕跡が確認できるのも、この後期旧石器時代です。当時の西条盆地は広範囲に湿地が広がっており、現在の広島大学や山陽自動車道西条インターチェンジ付近などのやや標高の高い位置で生活していたと推定されます。人々はそうした環境下で、動物の狩猟や植物の採取を行いながら生活していました。代表的な遺跡が広島大学構内の鴻の巣遺跡^{しゅりょう}で、後期旧石器時代初頭の石器が出土しています。また、近接する西ガガラ遺跡では、後期旧石器時代前半の集落の跡が発見されています。

続く縄文時代は寒かった気候が徐々に暖くなり、旧石器時代と比べて動植物を豊富に採取できるようになりました。また、土器が発明され、食材を煮炊きし、食べやすくする技術が発達しました。このほか、狩りをするための石器、魚を捕らえるためのモリや釣針などが発達します。市域のこの時代の遺跡は、小さな集落がわずかに見られる程度で⁵、人口もあまり多くなかったと考えられています。



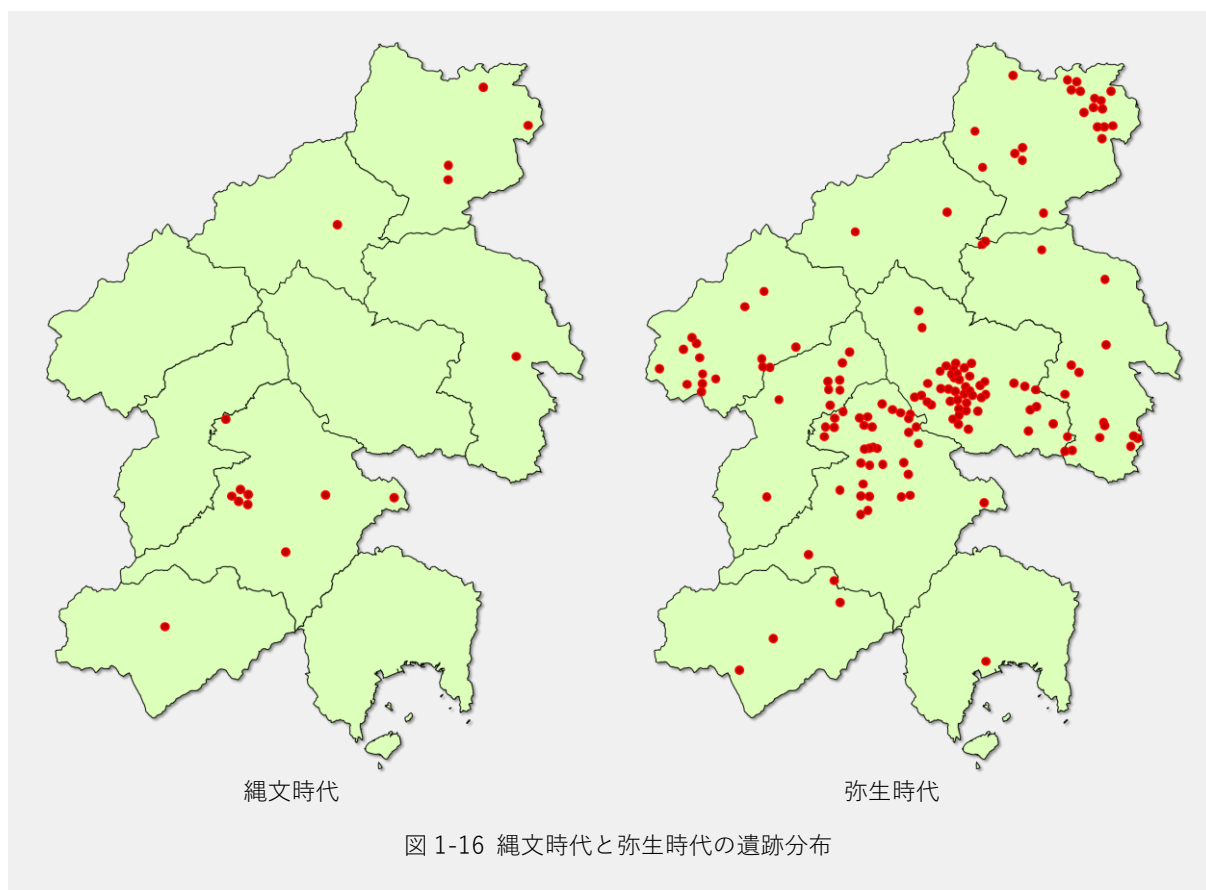
写真 1-11 西ガガラ遺跡の集落跡

● 弥生時代

弥生時代に入ると、市域では徐々に人口が増え、後期をピークに爆発的に遺跡数が増加します。弥生時代は大陸から稲作が伝わり、導入された時代で、本格的に米作りが行われました。西条町下見の黄幡1号遺跡^{おうばん}からは、これを裏付ける鍬や鋤^{すき くわ}などの木製品が出土しています。また、瀬戸内海沿岸部で廃棄された船の部材を水路（木樋）^{もくひ}に再利用したと思われる出土品もあり、他地域との物資の交流が始まっていたと考えられます。

一方で、次第に物資をめぐる争いが起こるようになりました。弥生時代中期からは集落を守るため、丘陵^{きゅうりょうじょう}上に規模の小さい集落を設ける、あるいは堀を巡らせた規模の大きい環濠集落^{かんごう}を低地に設けるようになりました。

⁵ 戸鼻遺跡、西ガガラ遺跡、和田平遺跡、上泓遺跡など



● 古墳時代

古墳時代に市域にも多くの古墳が造られ、市内で約 700 基前後の古墳が確認されています。古墳は地域の有力者（首長）の墓と考えられており、市内で最も古い古墳は 4 世紀の初めと推定されています⁶。

4 世紀末から 5 世紀初めには、市域に安芸地方全体に影響力を持つ豪族が現れたと考えられており、丸山神社古墳群や長者スクモ塚古墳群などの規模の大きな古墳が確認されています。それ

⁶ さいがきこ たてあなしき
才ヶ迫第 1 号古墳。竪穴式石室 2 基を持つ。

に続き、5世紀前半、西条中央に三ツ城古墳群（三ツ城古墳（史跡））が形成されました。そのうち三ツ城第1号古墳は、全長約92mの広島県最大級の前方後円墳です。前方後円墳は、当時のヤマト政権と地域の有力者の深いつながりを示したものであり、三ツ城第1号古墳はその規模から安芸地方最大の大豪族の墓と考えられています。

しかし、それ以降、大型の前方後円墳はこの地域に見られなくなり、安芸地方全体に影響力を持つ豪族は見られなくなると推測されます。



写真 1-14 長者スクモ塚第1号古墳の埋葬施設



写真 1-15 三ツ城古墳（史跡）

(2) 古代

● 飛鳥時代

7世紀中期から、日本は中央集権国家へと歩みを進めました。土地と人民は原則として天皇のものとし、人民を戸籍で管理し、田を与えて耕作させ、税を徴収する体制が目指されました。

その中で天武5（676）年、天武天皇は飢饉や疫病などの災厄を祓うための儀式である「諸国大祓」を、全国で実施するよう命じました。天皇の命令を受けた安芸国（現在の広島県西部）の官人の国造と評造は、儀式に必要な物資を地域から集め、神殿で「諸国大祓」を行ったと考えられています。この神殿推定地が、高屋町大畠にある西本6号遺跡（市史跡）です。遺跡からは大規模な神殿と思われる跡⁷と、「解除」と墨書きのある須恵器や、儀式で使ったと思われる特殊な遺物等⁸が出土しています。

⁷ 二重の溝によって約90m×80mの方形に区分された空間の中に、独立棟持柱をもつ掘立柱建物跡と大型の四面庇建物など、8棟の掘立柱建物群が発見された。

⁸ 毛彫馬具など



写真 1-16 西本 6 号遺跡（市史跡）



写真 1-17 西本 6 号遺跡出土品（市重要文化財）

● 奈良時代

奈良時代の日本は国一郡一里（郷）の単位に分けられおり、市域は主に安芸国の賀茂郡と豊田郡に含まれ、一部は備後国世羅郡に属していました。人々は国から口分田と呼ばれる田を支給され、納税の義務を負いました。

奈良時代の西条地域は、安芸国の宗教の拠点でした。天平13（741）年に聖武天皇が全国に国分寺（国分僧寺）の建立を命じ、安芸国では西条盆地の北側（西条町吉行）に国分寺が造営されました。安芸国分寺跡（史跡）からは、「天平勝寶二年」（750 年）と書かれた木簡や、「安居⁹」や「齋会¹⁰」など宗教行事の名称が書かれた須恵器が出土しており（広島県安芸国分寺跡土坑出土品（重要文化財））、750 年前後には主要な施設（伽藍）が造られていたことが明らかになっています。

一方、国分寺の東に「尼寺」という地名が残っており、天平 13（741）年に全国で建立を命じられた国分尼寺が存在した可能性が推定されます。また、国分寺の近くには、各国の政治の中心施設である国府が置かれることが多く、市域にも国府が置かれた可能性が推定されますが、いずれもそれを証明する遺構は確認されていません。

このほか、畿内と九州の大宰府を結ぶ古代山陽道が現在の西条町～八本松町を東西に通っていたことが推定されていますが、その正確なルートは確認されていません。



写真 1-18 安芸国分寺跡（史跡）



写真 1-19 「安居」の墨書土器と
「天平 勝 寶二年」と書かれた木簡

⁹ 毎年 4 月 15 日から、僧が一定期間お寺から出ずに行う夏季の修行

¹⁰ 僧尼を集めて齋食を供する法会

● 平安時代

平安時代には戸籍をもとに人に課税する仕組みから、土地を単位に課税する仕組みに税制が転換されていきました。その中で、国司（諸国を治める役人）が支配管轄する公領（国衙領）と、貴族や大寺院などが私的所有を認められた荘園が併存しました。市域では「志芳荘（志和町）」、「高屋保（高屋町）」、「造果保（高屋町）」、「久芳保（福富町）」、「沼田新荘（河内町）」などが見られます。

また、11～12 世紀中頃までに、西条盆地は現在の J R 西条駅西側を流れる半尾川を境界として東条郷（西条町・黒瀬町）と西条郷（西条町・八本松町）に分けられており、両郷は安芸国の国衙領であったことが知られています。

(3) 中世

● 鎌倉時代

鎌倉時代には、この地域の荘園等の地頭として任じられた鎌倉武士が、荘園を管理する代官を派遣していました。その中には、南北朝・室町時代にこの地域で勢力を拡大する平賀氏や天野氏がいきました。平賀氏は出羽国平鹿郡（秋田県）に、天野氏は伊豆国田方郡天野郷（静岡県）にルーツを持ちます。彼らは 13 世紀後期の蒙古襲来後に、この地域に移住・定着しました。

● 南北朝・室町時代

南北朝時代に入ると、東条・西条を中心とした地域は東西条と呼ばれるようになり、山口を本拠として中国地方の西部から九州の北部に大きな勢力を持った大名の大内氏の所領になりました。東西条は安芸国でも有数の穀倉地帯であり、山陽道も通る重要な地域でした。大内氏が安芸国で勢力を拡大していくと、東西条の範囲も拡大し、豊栄町の一部を除く市域の大部分と呉市域の一部、熊野町域にまで広がりました。一方、東西条に含まれなかった高屋保（高屋町）・造果保（高屋町）は現地の有力者である平賀氏が、志芳荘（志和町）は同じく現地の有力者である天野氏が治めました。西条盆地を巡っては大内・細川・尼子氏ら大名による攻防が繰り返され、当時の政治的・軍事的な様子が分かる城跡が多く遺っています。

代表的な城跡に鏡山城跡（史跡）があります。これは大内氏が安芸国の拠点として築いたもので、細川氏や尼子氏との対決の場になりました。大内氏の拠点はその後、杣城（曾場が城跡（市史跡））、槌山城（槌山城跡（市史跡））へと移っていききました。

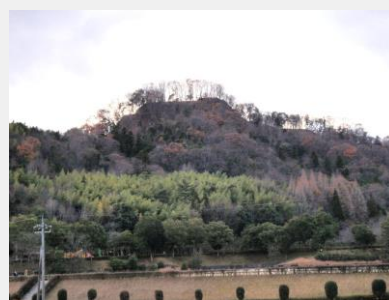


写真 1-20 鏡山城跡（史跡）



写真 1-21 槌山城跡（市史跡）

大内氏滅亡後、当地域は毛利氏の領国に組み込まれました。

(4) 近世

● 江戸時代

江戸時代に入ると、安芸国は福島氏を藩主とする広島藩となりました。市域は広島藩の中の賀茂郡・豊田郡・世羅郡に属しました。

当時の江戸幕府が交通整備に取り組む中、市域には西国街道と呼ばれる現在の大阪と北九州を結ぶ重要な街道が通っており、JR 西条駅前の四日市（西条本町周辺）に宿場町が整備されました。街道の道幅は約2間半（約4.5m）、^{り とう}里道は3尺（約91cm）に整備され、大名や幕府の役人等の宿泊施設である御茶屋（本陣）、^{お ち や}本陣の予備施設の脇本陣、賀茂郡の郡役所等が置かれました。加えて、一般の通行者を対象とした宿泊施設である旅籠、次の宿場町まで荷物を運ぶ飛脚^{ひ きゃ く}や伝馬^{てん ま}15匹が配置され、地元の人々の負担のもと運営されました。御茶屋は広島藩でも最大規模で、四日市は広島藩の陸上交通の重要な拠点となっていきました。かつて四日市のあった西条酒蔵通り地区（西条本町）には、宿場町の特徴である南北に細長い土地の形（^{じ わり}地割）が現在も多く遺^{の こ}っています。また、^{しら い ち}白市村（高屋町白市）も広島藩の北部と竹原をつなぐ交通の要衝^{よう し ょ う}で、地域経済の中心である在町^{ざ い ま ち}¹¹として栄えました。



写真 1-22 西条酒蔵通り地区の地割（四日市遺跡）



写真 1-23 御茶屋（本陣）跡

海上交通は、江戸時代、三津村（安芸津町）に設置された御蔵所^{おく ら し ょ}に、賀茂郡や豊田郡で収穫された年貢米が集められ、船で広島や大坂（大阪）まで輸送されました。なお、四日市は広島藩の北部とこの三津をつなぐ中継地としての役割も担っていました。『芸藩通志』によれば、木谷村は最大1,590石積^{こ く づ み}の船を有する広島藩でも有数の廻船^{かい せん}の拠点で、廻船業者は幕府の御城米^{ご じ ょ う ま い}や大名

¹¹ 地域の経済的な中心地として広島藩が公認した町。ただし、郡奉行の管轄下にあり、村として扱われた。市域では賀茂郡の四日市・白市・三津が該当する（久下実「広島藩」）。

の藩米の輸送を行ったほか、日本海沿岸部で物の売り買いを行ういわゆる“北前船”^{きたまえぶね}で財をなしました。

農業について見ると、江戸時代を通じて、賀茂郡・豊田郡は広島藩の中で最大規模の穀倉地帯であったことが、広島藩の地誌である『芸藩通志』で明らかになっています。一方、沿岸部の豊田郡木谷村では元禄年間^{げんろく}（1688 年～1704 年）に塩田が設けられ、塩づくりが盛んでした（二馬手塩田跡 樋の輪^{ひのわ}（市史跡））。

酒造業では、三津（安芸津町）の菅家^{かん}が天正 6（1578）年の創業を伝えています。当時の三津は広島・三原・尾道・竹原に次ぐ酒造地でした。一方、西条では延宝年間^{えんぼう}（1673 年～1681 年）に始まると伝えられていますが、四日市宿での需要を満たす程度の小規模なものであり、その他の地域も同様でした。

幕末には政治的混乱に対応するため、広島藩の隠れ城である八条原城や、藩の諸隊である神機隊の駐屯地が、志和地域に設けられました。



写真 1-24 木谷村の廻船業者・元屋の船が描かれた絵馬
※みくに龍翔館(福井県坂井市)所蔵



写真 1-25 二馬手塩田跡 樋の輪（市史跡）

(5) 近代

● 明治時代～昭和時代（戦前）

近代の日本は、明治新政府による天皇を中心とした中央集権国家が目指されました。明治 4（1871）年の廃藩置県によって広島藩は広島県となり、明治 22（1889）年の市町村制施行により、江戸時代の市域に 89 あった村から（『芸藩通志』）、34 の村が成立しました。明治 23（1890）年には、四日市次郎丸村が町制施行により西条町、明治 26（1893）年には三津村が三津町、大正 13（1924）には大河村^{おおかわ}が河内町になりました。

酒造業では、三津の三浦仙三郎^{みうらせんざぶろう}が、科学的な手法を取り入れた酒造りを開発し、杜氏^{とうじ}を養成して全国の品評会で好成績を上げました。また、西条でも明治 27（1894）年に山陽鉄道が開通し、三浦の醸造技術を習得した広島杜氏や佐竹製作所（現：株式会社サタケ）の開発した動力式精米機^{たてがた}・堅型精米機等の技術革新により、多くの蔵が建ち並ぶ酒造業の一大中心地になりました。そ

の景観は現在も良好に遺されています（西条酒蔵群）。



写真 1-26 みうらせんざぶろう
三浦仙三郎



写真 1-27 さいじょうさかぐらぐん えんぼうぐら
西条酒蔵群 白牡丹酒造延宝蔵



えんぼうぐら
旧広島県醸造試験場（史跡）

鉄道では、上記の山陽鉄道の開通に続き、呉・三原間の三呉線（現在の呉線）が計画され、昭和 10（1935）年に全線が開通しました。

太平洋戦争が開戦すると、様々な影響が市域にも及びました。昭和 17（1942）年、鎮守府が置かれ海軍の重要な拠点であった呉市の水を確保するため、下三永村（西条町）に水源地が建設されたほか、川上村（八本松町）に弾薬庫が建設されました。また、昭和 18（1943）年、三井造船株式会社の造船所を誘致する中で、その受け皿として賀茂郡三津町、同早田原村、豊田郡木谷村の 3 町村が合併して安芸津町が誕生しました。三井造船株式会社の安芸津造船所は昭和 21（1946）年を完成予定とし、急ピッチで建設が進み、昭和 20（1945）年には 1 号船を進水させましたが、終戦により閉鎖されました。

（6）現代

● 昭和時代（戦後）～現代

太平洋戦争での市域への空襲の被害も少なく、戦後の復興は他地域よりも早く進みましたが、農業を基幹産業としており、高度経済成長期にも大きな変化は見られませんでした。

昭和の大合併等により、市域では昭和 24（1949）年～昭和 31（1956）年に豊栄町、高屋町、黒瀬町、福富町、志和町、八本松町が成立します。また、昭和 30（1955）年、豊田郡北部を賀茂郡に、賀茂郡沿海部東部を豊田郡に編入する案が県議会で可決され、同年施行されました。これにより、豊田郡の福富町・豊栄町・河内町は賀茂郡に、賀茂郡の安芸津町は豊田郡に編成されました。

昭和 49（1974）年、広島大学の総合移転の候補地であった西条町を中心に八本松町・志和町・高屋町の 4 町が合併して東広島市が誕生しました。その後、昭和 57（1982）年以降は、上記の賀茂学園都市建設に加えて広島中央テクノポリス建設のプロジェクトも加わり、産業基盤、都市基盤、高速交通網、生活基盤の整備がさらに進みました。また、近畿大学工学部も設置されました。

そして、平成 17（2005）年 2 月に東広島市・黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町・安芸津町の
1 市 5 町が合併し、現在の東広島市となりました。

第2章

東広島市の文化財の概要と特徴

第2章 東広島市の文化財の概要と特徴

1. 文化財の調査の概要

(1) 国・広島県による調査

本市で行われた文化財に関する国の調査に「近代遺跡調査(軽工業)」があります。平成8(1996)年度に一次調査(所在調査)が実施され、平成11(1999)年度から二次調査(詳細調査)が実施されました。その成果は『近代遺跡調査報告書—軽工業—』(平成26(2014)年)にまとめられ、調査対象の西条酒蔵群さいじょうさかぐらぐんの一部が、令和6(2024)年に国の史跡に指定されました。また、平成21(2009)年度から行われた「近代の庭園・公園等に関する調査研究」では、平成24(2012)年刊行の報告書に前垣氏庭園(寿延庭)が掲載され、平成28(2016)年に国の登録記念物に登録されています。

広島県による本市の主要な調査は、昭和50年代から行われています。そのうち、昭和55(1980)年の近世社寺建築調査内で二次調査(詳細調査)が行われた竹林寺は、本堂が昭和57(1982)年に国の重要文化財に指定されています。また、平成元(1989)年度～平成5(1993)年度に行われた中世城館遺跡総合調査で取り上げられた文化財では、平成10(1998)年に鏡山城跡が国の史跡に、令和6年に曾場そばが城跡が市の史跡に指定されています。

令和7(2025)年3月現在、本市を含む県内全域で民俗芸能緊急調査が実施されています。

■表 2-1 広島県による文化財の調査一覧

調査等			調査名	報告書名	発刊年
類型					
有形文化財	建造物	社寺建築	近世社寺建築緊急調査	広島県の近世社寺建築： 広島県文化財調査報告書 第13集	昭和57（1982）年
		近世民家建築	民家緊急調査	広島県の民家：広島県民家緊急調査報告書	昭和53（1978）年
		近代化遺産	近代化遺産（建造物等）総合調査	広島県の近代化遺産： 広島県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書	平成10（1998）年
	美術工芸品	書跡・典籍	広島県史編さんに係る資料調査	広島県史 通史編	—
		古文書			
		考古資料	発掘調査	各発掘調査報告書	—
		歴史資料	瀬戸内水軍資料調査	瀬戸内水軍：瀬戸内水軍資料調査報告書	昭和51（1976）年
			広島県史編さんに係る資料調査	広島県史 通史編	—
民俗文化財	有形の民俗文化財		緊急民俗文化財分布調査	広島県民俗地図： 広島県緊急民俗文化財分布調査報告書	昭和58（1983）年
	無形の民俗文化財		民謡緊急調査	広島県の民謡：広島県民謡緊急調査報告書	昭和59（1984）年
			諸職関係民俗文化財調査	広島県の諸職： 広島県諸職関係民俗文化財調査報告書	平成6（1994）年
			民俗芸能緊急調査	—	—
		記念物	遺跡	分布調査	広島県遺跡地図Ⅱ・Ⅵ
瀬戸内水軍資料調査	瀬戸内水軍：瀬戸内水軍資料調査報告書			昭和51（1976）年	
中世城館遺跡総合調査	広島県中世城館遺跡総合調査報告書 第二集・第三集			平成6（1994）年 平成7（1995）年	
その他の文化財				県内文化財等保存調査（民話伝説編）	広島県の民話と伝説： 広島県文化財調査報告書 第8集



さいじょうさかぐらぐん
写真 2-1 西条酒蔵群 福美人酒造大黒蔵（史跡）



写真 2-2 竹林寺本堂（重要文化財）

（2）東広島市による調査

● 文化財基礎調査

本市では、市内に所在する文化財の把握及び基礎的な資料の収集のため、文化財基礎調査を行っています。文化財基礎調査は、調査対象分野の文化財の所在を調査する把握調査（一次調査）と、その成果をもとに対象を限定して行う詳細調査（二次調査）の二段階で行います。

昭和 62（1987）年から平成元（1989）年に社寺建築調査、平成 4（1992）年から平成 6（1994）年に民家調査（詳細調査）を行った後、平成 9（1997）年には各分野の専門家による文化財基礎調査会を結成し、市からの委託によって令和元（2019）年まで文化財の調査を実施しました。

このうち、社寺建築調査では小祠・小堂に至るまで網羅的な把握調査を実施し、その後、その一部について詳細調査を実施しました。その結果、室町時代の建築 4 棟のほか、旧市（西条町、八本松町、志和町、高屋町）だけで江戸時代の社寺建築が 193 棟確認され、18 世紀代の建物に限っても 108 棟が現存することが明らかになりました¹。中世の建築物は、福成寺本堂内厨子及び須弥壇が平成 12（2000）年に国の重要文化財、観現寺厨子が平成 4 年に県の重要文化財、慶雲寺観音堂厨子が平成 9 年、國分寺仁王門が平成 11（1999）年に市の重要文化財に指定されています。また、近世の建築物では、國分寺護摩堂が平成 11 年、並瀧寺本堂が平成 29（2017）年、福成寺仁王門が令和 5（2023）年に市重要文化財に指定されています。

民家調査は詳細調査を広島大学に依頼し、対象を明治 10（1877）年以前の農家に限定して実施しました。年代の古いものでは 17 世紀後期の建築がありますが、明治時代に大規模な改変を受けた建物が多く、保存状態のよい建物は 18 世紀末から 19 世紀に下りま



ふくじょうじほんどうないずし
写真 2-3 福成寺本堂内厨子
及び須弥壇（重要文化財）

¹ いずれも調査当時のもの

す。時代とともに建物の規模は大きくなり、19 世紀前期には表側の部屋が広くなるなど、地域全体に経済的ゆとりがでてきたことなどが指摘されています。この中からは、純粋な農家ではありませんが、寛政 9（1797）年建築の並瀧寺庫裏が、平成 29（2017）年に市の重要文化財に指定されています。

酒蔵調査は近代化遺産調査の一環として行った調査です。本市の歴史文化の特徴の 1 つである酒造業に関する建造物について、平成 13（2001）年度～14（2002）年度、平成 16（2004）年度～17（2005）年度に詳細調査を実施しました。その成果は「東広島市の酒蔵」（平成 25（2013）年刊行）としてまとめられ、それをもとに、平成 28（2016）年・29 年に合計 72 件の酒造に関する施設が国の登録有形文化財に登録されています。

石造物の調査は、平成 10（1998）年度・11 年度及び平成 15（2003）年度～20（2008）年度に実施したものです。対象を信仰や宗教に関するものに絞り、近世以前の記年銘のあるものを中心に調査し、成果を「東広島市の石造物」（平成 27（2015）年刊行）としてまとめています。確認された石造物は、宝篋印塔、五輪塔、板碑、石槽、磨崖碑、石鳥居、石造狛犬、石造狐、水盤、注連柱、石祠、石灯籠、石仏、石階、石碑、石門などがあります。この内、頭崎神社の石造の本殿が、平成 28 年に市の重要文化財に指定されています。



写真 2-4 並瀧寺庫裏（市重要文化財）



写真 2-5 頭崎神社本殿（市重要文化財）

● 遺跡の分布・試掘調査

本市では、昭和 49（1974）年の市制施行以来、道路建設、宅地造成、大学の移転等、大小様々な開発が相次ぎます。

こうした開発により埋蔵文化財が無秩序に失われないよう、本市では開発事業者に対し、埋蔵文化財の有無の確認の事前協議を行うよう指導しています。近年では事業者から毎年 1,000 件を超える事前協議が行われています。この事前協議を受けて、現地で遺跡を確認する分布調査・試掘調査（基礎調査に相当）を行っており、昭和 57（1982）年段階（広島県遺跡地図）で 590 件把握していた市内の遺跡が、令和 4（2022）年 9 月段階で 1,750 件を超えるまで増え、埋蔵文化財の保護とともに、把握において



写真 2-6 試掘調査の様子

も一定の成果を上げています。

■表 2-2 東広島市等による文化財基礎調査一覧

調査等			調査名	報告書名	発刊年
類型					
有形文化財	建造物	社寺建築	社寺建築調査	黒瀬町の社寺建築	平成10（1998）年
				福成寺本堂内厨子および須弥壇調査報告書	平成12（2000）年
		近世民家建築	近世民家建築調査	東広島市の農家（民家建築）	平成26（2014）年
		近代和風建築	近代和風建築調査	東広島市近代建築調査報告書 1	令和 2（2020）年
		近代化遺産	近代化遺産調査	東広島市の酒蔵	平成25（2013）年
				西条の酒造施設群調査報告書	令和 5（2023）年
	美術工芸品	絵画	社寺什物調査	—	—
		彫刻		—	—
		工芸品		—	—
		書跡・典籍		—	—
			村史・町史・市史編さん資料調査	各町村史（誌）	表2-3 参照
		古文書	古文書調査	—	—
			村史・町史・市史編さん資料調査	各町村史（誌）	表2-3 参照
		考古資料	発掘調査	各発掘調査報告書	—
	歴史資料	石造物調査	東広島市の石造物	平成27年（2015）	
		村史・町史・市史編さん資料調査	各町村史（誌）	表2-3参照	
民俗文化財	有形の民俗文化財		民俗調査	—	—
	無形の民俗文化財			菰樽 東広島市の化粧菰樽製造業	平成21（2009）年
記念物	遺跡		分布調査・試掘調査	—	—
			近代化遺産調査	東広島市の酒蔵	平成25（2013）年
					西条の酒造施設群調査報告書
	名勝地		滝調査	東広島市の滝	平成11（1999）年
	動物・植物・地質鉱物		生き物調査	東広島市の蝶	平成24（2012）年
				東広島市のトンボ	平成25（2013）年
				東広島市の蛾類	平成28（2016）年
				東広島市で見られた甲虫類	平成30（2018）年
			動物調査	東広島市豊栄町における 特別天然記念物オオサンショウウオ調査報告書	平成29（2017）年
				東広島市の野鳥	令和 5（2023）年
			水生生物（ため池）調査	東広島市のコウホネ属植物	平成19（2007）年
				東広島市の水草	平成23（2011）年
			巨樹調査	東広島市の巨樹 ～西条町・志和町・高屋町・八本松町～	平成18（2006）年
				東広島市の巨樹 ～豊栄町・福富町・河内町・黒瀬町・安芸津町～	平成23（2011）年
伝統的建造物群			東広島市西条伝統的建造物群 保存対策調査	西条酒蔵通り地区の町並み 東広島市西条伝統的建造物群保存対策調査報告書	令和 2（2020）年
その他の文化財			村史・町史・市史編さん資料調査	各町村史（誌）	表2-3 参照

● 町村史（誌）の編さん

昭和30年代～40年代を中心に、各村・各町の歴史をまとめた町村史（誌）が編さんされました。また、平成17（2005）年の旧市（西条町、八本松町、志和町、高屋町）と旧町（黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町）の合併に際して旧町の町史を編さんすることとし、「豊栄町史 通史編」、「大河の流れ 河内町史」、「福富町史 自然が語りかける県央のまち」、「黒瀬町史 通史編」、「安芸津町史」などを発行しました。

一方、現在の市全体の歴史をまとめた市史が編さんされていないことから、令和3（2021）年より東広島市史の編さんに着手しました。

■表 2-3 東広島市域の町村史（誌）一覧

書 名	発 行	発行年
西志和村誌	西志和村誌編纂委員会	昭和32（1957）年
高屋町志（中古編）	高屋町文化財保護委員会	昭和32（1957）年
川上村史	川上村史刊行会	昭和35（1960）年
原村史	原村史刊行会	昭和42（1967）年
豊栄町誌	豊栄町教育委員会	昭和43（1968）年
志和町史	志和町	昭和45（1970）年
西条町誌	西条町	昭和46（1971）年
ふるさとの足あと 町政18年の歩み	八本松町	昭和49（1974）年
黒瀬町史 環境・生活編	黒瀬町	平成15（2003）年
黒瀬町史 資料編	黒瀬町	平成16（2004）年
豊栄町史 近現代編	豊栄町教育委員会	平成16（2004）年
大河の流れ 河内町史	河内町	平成16（2004）年
福富町史 自然が語りかける県央のまち	東広島市	平成19（2007）年
豊栄町史 通史編	東広島市	平成20（2008）年
黒瀬町史 通史編	東広島市	平成20（2008）年
安芸津町史	東広島市	平成23（2011）年

(3) 研究機関・民間団体等による調査

研究機関が本市で行った調査は、町並みに関するものが主です。

明治大学の神代雄一郎研究室は、伝統的な町並みや集落を記録・図化するデザイナー・サーヴェイの一例として西条を調査し、その成果を昭和 50（1975）年の「日本のコミュニティ 安芸／西条」（『S D』鹿島出版会）に掲載しました。

後年には本市の委託による町並み調査が行われますが²、明治大学の調査は本市で初めて町並みの調査が行われた事例であり、現在の町並み保存の取組みの契機になった重要な調査です。

2. 埋蔵文化財の発掘調査の概要

(1) 広島県等による発掘調査

広島県が市域で行った発掘調査には、昭和 7（1932）年の安芸国分寺塔跡^{とうあと}の発掘調査があり、市域での発掘調査の先駆けとも言えるものです。この調査の成果により、昭和 11（1936）年 9 月、国の史跡に指定されています（昭和 52（1977）年安芸国分寺跡に名称変更・指定地拡大、平成 14（2002）年追加指定）。

昭和 26（1951）年から 27（1952）年にかけて、広島県（広島県文化財専門委員会・広島大学）が行った三ツ城古墳^{みつじょう}の発掘調査は、太平洋戦争後の広島県で行われた古墳の学術的・計画的発掘調査の先駆けであり、現在も広島県の古墳時代を考える上で重要な位置を占めています。また、昭和 29（1954）年に「広島県文化財調査報告第 1 輯（人文編）三ツ城古墳^{しゅう}」が刊行されますが、当時においてこうした考古学的調査報告書の刊行は画期的な出来事であり、その後の埋蔵文化財調査の模範になりました。

昭和 49（1974）年の市制施行以降は、国や県による開発事業や大規模事業に伴う発掘調査を、財団法人広島県埋蔵文化財調査センター（現：公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室）が行ってきました。このうち東広島ニュータウン遺跡群では、弥生時代後期の大規模集落が発掘され、山陽自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査では、4 世紀の初めの地域の有力者の墓と考えられるオケ迫^{さいがさこ}第 1 号古墳が発掘されるなど、重要な成果を上げています。

(2) 東広島市等による発掘調査

本市は昭和 49（1974）年の市制施行以来、急速な都市化によって広島県内で最も発掘調査（緊急調査）が盛んに行われる地域になりました。

平成 5（1993）年には増加する発掘調査に対応するため、財団法人東広島市教育文化振興事業団（現：公益財団法人）の中に文化財センターが設立され、発掘調査の実務が移管されました。文化財センターが行った発掘調査のうち、西本 6 号遺跡については平成 17（2005）年に一部が市

² 財団法人観光資源保護財団『東広島市の町並み 西条四日市と白市』（平成 4（1992）年）等

の史跡に指定され、保存と公開が実現しました。

この文化財センターは平成 25（2013）年に廃止され、東広島市教育委員会生涯学習部文化課に調査係及び出土文化財管理センターを新設し、現在は開発を行う土地に関する埋蔵文化財の有無の協議から、発掘調査までを一貫して行う体制をとっています。

近年では西条酒蔵通り地区の四日市遺跡で発掘調査が行われ、西国街道の側溝と考えられる石組みの水路や町家の跡が確認され、土師質土器、陶磁器、石製品、木製品のほか、金属製品、古銭、瓦など多種多様な遺物が発掘されました。また、西条本町歴史広場整備に伴う発掘調査では、賀茂鶴酒造一号蔵の近代の釜場の遺構が発見され、重要な遺構として保存されるとともに、令和 6（2024）年には西条酒蔵群の一部として史跡に指定されました。

その他、保存整備を行うための発掘調査が三ツ城古墳と安芸国分寺跡で行われており、史跡の復元・公開につながっています。



写真 2-7 発掘調査の様子



写真 2-8 三ツ城 第 1 号古墳の埋葬施設



写真 2-9 賀茂鶴酒造一号蔵
釜場遺構

(3) 研究機関・民間企業等による発掘調査

研究機関による発掘調査は広島大学が行ったものが主です。

昭和 56（1981）年には大学の統合移転に伴い、広島大学統合移転地埋蔵文化財調査委員会が立ち上げられ、17 年をかけて遺跡の分布・試掘調査や発掘調査が行われました。

この調査により、旧石器時代の石器や弥生時代の集石炉が発見された鴻の巣遺跡、旧石器時代や縄文時代の集落跡が発見された西ガガラ遺跡、弥生時代の竪穴式住居跡や鎌倉時代後期の堀立柱建物跡等が発見された鏡西谷遺跡など、36 か所の遺跡が明らかになっています。

また、開発事業に伴う発掘調査が民間企業によって行われており、大成エンジニアリング株式会社が横田 1 号遺跡、株式会社島田組が西条土与丸二丁目 1 号遺跡、株式会社イビソク広島営業所が勝谷遺跡などを調査し、それぞれ発掘調査報告書が刊行されています。

3. 文化財の調査の状況

本市の文化財の調査の実施状況（令和7（2025）年3月現在）は表2-4のとおりです。本市の文化財の調査は、本章2節のとおり文化財基礎調査として実施しており、調査対象分野の文化財の所在を網羅的に調査する把握調査（一次調査）と、その成果をもとに対象を限定して行う詳細調査（二次調査）の二段階で行っています。

このうち建造物は、旧市（西条町、八本松町、志和町、高屋町）の社寺建築と近世民家の分野において、把握調査と詳細調査を実施し、おおむね把握が完了しています。一方、旧町（黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町）では、黒瀬町で社寺建築調査がおおむね完了しているのを除き、基礎調査が完了していません。また、市全体で近代和風建築と近代化遺産の基礎調査が完了しておらず、近代洋館調査は未着手です。

美術工芸品のうち、絵画、彫刻、工芸品は旧市の社寺什物^{じゅうぶつ}をおおむね把握していますが、旧町ではアンケート調査等による簡易的な調査に留まります。書跡・典籍、古文書、歴史資料は、旧市での社寺什物調査や、市全体での過去の村史・町史・県史編さん時の資料調査を実施しています。現在市史編さん事業において、さらなる資料調査を進めています。考古資料は、東広島市出土文化財管理センターを中心に出土品を所蔵・管理するとともに、各研究機関等の所蔵についても把握しています。

無形文化財の基礎調査は未着手です。

民俗文化財は、有形のものは広島県の緊急民俗文化財分布調査と市の化粧^{けしょう}・菰樽^{こもだる}製造業に関する調査、無形の分野は広島県の民謡緊急調査、諸職関係民俗文化財調査が実施されています。また、旧市において市による民俗調査を実施しています。一方で、市全体での基礎調査は完了していません。

記念物のうち、遺跡は分布調査等（把握調査に相当）により、おおむね把握が完了しています。名勝地は、旧市で滝調査を実施したのを除いてアンケート調査等による簡易的な調査に留まります。動物・植物・地質鉱物は、オオサンショウウオ（特別天然記念物）、蝶、トンボ、蛾類、甲虫類、野鳥、巨樹の基礎調査が市全体においておおむね完了しています。また、旧市において水草の基礎調査がおおむね完了しています。それ以外の分野・地域は、調査を実施していません。

文化的景観はアンケート調査等により一部を把握しています。

伝統的建造物群は、西条町の西条酒蔵通り地区での東広島市西条伝統的建造物群保存対策調査、高屋町白市地区での財団法人観光資源保護財団（現：公益財団法人日本ナショナルトラスト）による調査などを実施していますが、市全体ではアンケート調査等による簡易的な調査に留まります。

埋蔵文化財は分布調査等により、おおむね把握が完了しています。

文化財の保存技術の基礎調査は未着手です。

その他の文化財のうち、伝説、伝承、民話は、過去の村史・町史・県史編さん時の調査等を実

施していますが、基礎調査は完了していません。また、方言、地名等の基礎調査は未実施です。

以上の状況を踏まえた基礎調査の課題と、それに対する方針・取組みについて、第5章で整理します。

■表 2-4 東広島市内の文化財の調査の実施状況 ※令和7（2025）年3月現在

町 類型			西条町	八本松町	志和町	高屋町	黒瀬町	福富町	豊栄町	河内町	安芸津町
有形文化財	建造物	社寺建築	○	○	○	○	○	△	△	△	△
		近世民家建築	○	○	○	○	△	△	△	△	△
		近代和風建築	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		近代洋館建築	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		近代化遺産	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	美術工芸品	絵画	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		彫刻	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		工芸品	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		書跡・典籍	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		古文書	△	△	△	△	△	△	△	△	△
		考古資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		歴史資料	△	△	△	△	△	△	△	△	△
無形文化財			×	×	×	×	×	×	×	×	
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
記念物	遺跡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	名勝地	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	動物・植物・地質鉱物	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
文化的景観			△	△	△	△	△	△	△	△	
伝統的建造物群			△	△	△	△	△	△	△	△	
埋蔵文化財			○	○	○	○	○	○	○	○	
文化財の保存技術			×	×	×	×	×	×	×	×	
その他の文化財			△	△	△	△	△	△	△	△	

○：調査・把握済み、△：着手または未了、×：調査未実施

4. 指定等文化財の概要と特徴

市内では、本章1節の文化財の調査成果をもとに、国・県・市の歴史を語る上で欠かせないと学術的に評価された文化財が、それぞれ文化財保護法・広島県文化財保護条例・東広島市文化財保護条例に基づき、国・県・市の文化財として指定・登録され、保護の対象になっています。指定等文化財は地域の誇りや郷土愛の醸成に大きな役割を果たしており、地域の歴史文化を検証する上でも、継続的な調査と指定・登録が求められます。

令和7（2025）年3月現在、市内の指定等文化財は229件です。内訳は、国指定文化財が9件、県指定文化財が24件、市指定文化財が79件、国登録有形文化財が116件、国登録記念物が1件です。指定等文化財のほとんどを、有形文化財と記念物が占めています。

■表 2-5 東広島市内の指定等文化財数 ※令和7（2025）年3月現在

類型			国指定 ・選定	県指定	市指定 ・選定	国登録	合計
有形文化財	建造物		3	1	14	116	134
	美術工芸品	絵画	0	1	5	0	6
		彫刻	0	5	8	0	13
		工芸品	0	3	7	0	10
		書跡・典籍	0	4	2	0	6
		古文書	0	0	1	0	1
		考古資料	1	1	5	0	7
		歴史資料	0	0	5	0	5
無形文化財			0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	0	0	0	0
	無形の民俗文化財		0	1	4	0	5
記念物	遺跡（史跡）		4	2	16	0	22
	名勝地（名勝）		0	0	0	1	1
	動物・植物・地質鉱物 （天然記念物）		1	6	12	0	19
文化的景観			0	—	0	—	0
伝統的建造物群			0	—	0	—	0
合計			9	24	79	117	229

※—は制度がないことを示す。

町別の状況は、平成 17（2005）年の旧市（西条町、八本松町、志和町、高屋町）と旧町（黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町）の合併以前の状況に大きく左右されています（表 2-6）。規模的に最大だった旧市が最も多いのは別として、町指定文化財が 1 件もなかった地域もあり、旧自治体の取組みの度合いによって質・量ともに大きな差がありました。現在も町別の文化財の指定件数の差は解消されていません。

指定文化財の種別にも大きな偏りがあります。文化財の 6 類型のうち、無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群の指定・選定はなく、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択もあります。民俗文化財の中でも有形の民俗文化財の指定はなく、無形の民俗文化財の件数も少なく、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択はありません。無形の民俗文化財の中には、豊栄町で指定していた「吉原神祇」のように、後継者が途絶え、祭での子どもによる演技のみになっていて、元の形が継承されていないため指定解除したものもあり、指定を増やす以前に過疎化による伝統芸能の消滅が危惧されています。

その他、文化財の保存技術の選定はありません。

■表 2-6 東広島市内の指定等文化財数（町別）※令和 7（2025）年 3 月現在

	指定										登録		合 計
	有形文化財		無形文化財	民俗文化財		記念物			文化的景観	伝統的建造物群	有形文化財	記念物	
	建造物	美術工芸品		有形の民俗文化財	無形の民俗文化財	遺跡（史跡）	名勝地（名勝）	動物・植物 地質鉱物 （天然記念物）			建造物	名勝地（名勝）	
西条町	8	13(1)	0	0	0	9	0	2	0	0	87	1	120(1)
八本松町	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3
志和町	3	7	0	0	0	1	0	2	0	0	1	0	14
高屋町	1	5(1)	0	0	0	4	0	0	0	0	12	0	22(1)
黒瀬町	0	7	0	0	0	2	0	1	0	0	8	0	18
福富町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
豊栄町	1	1	0	0	1	3	0	4	0	0	0	0	10
河内町	5	13	0	0	2	0	0	1	0	0	1	0	22
安芸津町	0	3	0	0	2	1	0	5	0	0	6	0	17
全 域	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
合 計	18	48	0	0	5	22	0	19	0	0	116	1	229

※（ ）内は町をまたいだ指定の件数

次に、指定等文化財の概要を類型ごとに整理します。

(1) 有形文化財

有形文化財は建造物や絵画、彫刻、工芸品などを指します。本市の中で最も指定件数が多い文化財です。

● 建造物

建造物は、国指定が3件、県指定が1件、市指定が14件、国登録が116件の計134件です。

指定物件は、竹林寺本堂（重要文化財）や新宮神社本殿（市重要文化財）など、社寺に関する建造物が16件を占めます。残る2件は旧木原家住宅（重要文化財）と旧石井家住宅（市重要文化財）で、町家の指定です。面積、数量の上で市内最大の農村集落に関する建造物の指定はありません。

社寺建築は、新宮神社本殿（市重要文化財）の^{ふた て きき くみもの}二手先の組物を用いた華麗な社殿のように、時代と地域性が顕著に表れている建造物が指定されています。

登録物件は、本市を代表する伝統産業である酒造業に関するものが多数を占めます。それ以外の登録有形文化財（建造物）も、三永の石門や^{み やま}深山変電所など、近代化遺産に属するものが多数を占めます。



写真 2-10 新宮神社本殿（市重要文化財）



写真 2-11 金光酒造貯蔵蔵（登録有形文化財）

● 美術工芸品

美術工芸品は、国指定が1件、県指定が14件、市指定が33件の計48件で、指定件数が本市で最も多い類型です。内訳は絵画が6件、彫刻が13件、工芸品が10件、書跡・^{てんせき}典籍が6件、古文書が1件、考古資料が7件、歴史資料が5件です。

このうち、絵画、彫刻、工芸品、書跡・^{てんせき}典籍は、仏画・縁起絵等の宗教画が4件、仏像が11件、^{きょうぞう}鏡像・^{かけぼとけ}懸仏が5件39点、^{どうしやう}銅鐘が3件、^{きやうてん}経典が3件と、仏教関係の遺産が多数を占めます。特に工芸品のうち、平安時代後期の仏像には、木造薬師如来坐像（國分寺、県重要文化財）のように地方色が濃く見られるものもあり、地方での造像が行われ始めていることが推測できます。また、^{せんごくじゅういちめんくわんおんのんきやうぞう}線刻十一面観音鏡像（市重要文化財）に代表される、県内でも数点しか確認されていない鏡像があることも特筆されます。

古文書は、^{けいちよう}慶長の検地帳（市重要文化財）の1件で、近世初頭の農村の具体的な様子が分かる貴重な資料です。

考古資料は、先史・古代の出土品が指定されています。このうち安芸国分寺跡土坑出土品（重要文化財）や西本6号遺跡出土品（市重要文化財）など、古代の宗教制度の一端を伝える学術的に貴重な出土品が指定されている点が特筆されます。

歴史資料は、^{のりと}祝詞山八幡神社棟札（市重要文化財）や^{おだ}小田^{いたび}八幡神社板碑（同）など、中世の在地領主の様子を伝える資料や、広島県の酒造業の発展に多大な貢献をした三津の酒造家^{みうらせん}三浦仙^{ざぶろう}三郎の資料、三浦仙三郎酒造関係資料（市重要文化財）が指定されています。



写真 2-12 ^{せんごくじゅういちめんくわんのんきょうぞう}線刻十一面観音鏡像（市重要文化財）



写真 2-13 ^{おだ}小田^{いたび}八幡神社板碑（市重要文化財）

(2) 無形文化財

無形文化財は演劇、音楽、工芸技術などの無形の文化的所産を指します。

本市の無形文化財の指定はなく、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択也没有ありません。

(3) 民俗文化財

民俗文化財は国民、市民の生活の移り変わりを示す風俗慣習や生活物資、芸能や技術など広い範囲に及び、有形の民俗文化財と無形の民俗文化財に分けられます。民具・工具類や衣食住の実態を示す衣類・食器類、芸能で使用する衣装や仮面、楽器類など、物としての文化財を指すものが有形の民俗文化財であり、祭礼や習俗、歌謡・^{ぶよう}舞踊等の芸能、伝統的な産業に関わる技術など、形のないものが無形の民俗文化財にあたります。

● 有形の民俗文化財

本市の有形の民俗文化財の指定はありません。

● 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、県指定が1件、市指定が4件の計5件です。

内訳は、神楽2件、祭礼行事2件、民謡1件です。このうち、神楽～^{ごぎょうさい}五行祭～（県無形民俗

文化財)と小田神楽(市重要無形民俗文化財)は、備後神楽と呼ばれる語りを主とする神楽です。祭礼行事の指定は三津祇園祭り(市重要無形民俗文化財)と祝詞山八幡神社大祭の神賑行列(市重要無形民俗文化財)で、江戸時代から地域で受け継がれてきました。

神楽は市北部、祭礼行事は市南部と、地域的な偏りが見られます。

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択はありません。



写真 2-14 のりとやま たいさい しんしんぎょうれつ
(市重要無形民俗文化財)



写真 2-15 みつぎおん 三津祇園祭り
(市重要無形民俗文化財)

(4) 記念物

記念物は、貝塚・古墳・都城跡・城跡・旧宅などの遺跡と、庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳などの名勝地、動物・植物・地質鉱物から構成されます。

● 遺跡（史跡）

遺跡は国指定が4件、県指定が2件、市指定が16件の計22件です。

古墳時代から近代までを含んでおり、特に先史・古代・中世・近世・近代の国史跡がそれぞれ指定されているのが大きな特徴です。いずれも各時代を特徴づける、広島県を代表する遺跡であり、本市の歴史上特筆されるものです。種別では古墳と城跡で半数を超えますが、西条柿伝承地(市史跡)、白鳥神社(同)など、おおむね現況や伝承に基づき学術調査され、指定されたものが多く、開発に伴う発掘調査の結果を受けて保存され、史跡に指定されたものは西本6号遺跡(市史跡)のわずか1件です。旧石器時代～弥生時代の遺跡については、調査例が多数ありますが、指定の実績はありません。

このうち、安芸津町木谷地区の二馬手塩田跡 樋の輪(市史跡)は、地域での価値の発信や郷土史家による調査・研究、市への文化財指定の要望が行われ、専門家による学術的な調査・研究を経て市の史跡に指定されたものです。地域・専門家・行政が一体となって文化財指定が行われた



写真 2-16 しらとり 白鳥神社(市史跡)



写真 2-17 ふたまで ひのわ 二馬手塩田跡 樋の輪(市史跡)

ものであり、今後もこうした地域活動が期待されます。

● 名勝地（名勝）

名勝地は、国の登録が1件あります。

国の登録記念物（名勝地関係）である前垣氏庭園（じゅえんてい 寿延庭）は、昭和時代を代表する名作庭家の重森三玲（しげもり みれい）による庭園です。



写真 2-18 前垣氏庭園（じゅえんてい 寿延庭）（登録記念物）

● 動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

天然記念物は国指定（特別天然記念物）が1件、県指定が6件、市指定が12件の計19件です。動物が2件、地質に関するものが2件のほか、残りの15件は全て樹木に関するものです。

このうち、オオサンショウウオ（特別天然記念物）については、市内の河川で生息が確認されているだけでなく、北部の豊栄町で繁殖活動が確認されている点が特筆されます。



写真 2-19 く の つじ 苦ノ辻中生代魚類化石産出層（市天然記念物）



写真 2-20 なかぐろ せ 中黒瀬のセンダン（市天然記念物）

(5) 文化的景観

文化的景観は、地域ごとの風土を反映した、人々の生活や生業（なりわい）の中で形成された景観が継承されている土地を指します。

本市の文化的景観の選定はありません。

(6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群は城下町、宿場町、門前町など、伝統的な集落・町並みを指します。

本市は令和3（2021）年に東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定しましたが、伝統的建造物群として地区決定したものはありません。

5. 未指定文化財の概要と特徴

未指定文化財は、未だに文化財指定されていないすべての文化財を指す名称です。決して文化財指定の価値がない文化財という意味ではなく、未だに価値の評価が定まっていない、あるいは価値が明らかになっていない文化財であり、法や条例による保護の対象外です。1つ1つの文化財の価値を明らかにすることは重要ですが、それには非常に多くの労力と時間がかかります。一方で、その間に失われていく文化財は少なくありません。本計画が指定・未指定を問わず文化財の総合的な保存と活用を図ることを目的としているのは、潜在的な価値を持つ未指定の文化財を少しでも保存し活用することで、将来の評価をまち、実は歴史文化の理解に欠くことのできない文化財が、人知れず失われることを防ぐためです。

文化財を保存し活用するためには、その文化財の存在を知り、それが文化財であるという認識を持つことが必要です。どのようなものが文化財に該当するのかについては、文化財保護法第2条により規定された6類型、埋蔵文化財、文化財の保存技術、その他の文化財に網羅されます（P11 序章5節 表 序-3）。

本市では文化財について前節の基礎調査のほか、歴史文化基本構想の策定時（平成29（2017）年度）に市民及び住民自治協議会を対象としたアンケート調査を行い、市民が大切に思う歴史文化・文化財について調査を行いました。その他、地域でのワークショップの開催、地域の刊行物に掲載されている文化財の調査、学びのキャンパス推進事業における行動計画のアンケート調査などにより、令和7（2025）年3月現在で6,742件の未指定文化財を把握しています。

次に、類型ごとの未指定文化財の状況を概観します。

(1) 有形文化財

● 建造物

建造物は、1,106件を把握しています。

本市には近世の社寺建築だけで100棟を超える建造物があり、これに近代の建造物を加えると1,000棟を優に超えます。社寺建築を構成するものは、神社の場合、本殿・拝殿・幣殿・神楽殿・神饌殿・摂社・末社・隨身門など多くの社殿で構成されます。寺院建築の場合、本堂・庫裏のほ

■表 2-7 東広島市内の未指定文化財数

※令和7（2025）年3月現在

類型		件数	
有形文化財	建造物	1,106	
	美術工芸品	絵画	90
		彫刻	516
		工芸品	331
		書跡・典籍	161
		古文書	53
		考古資料	217
		歴史資料	371
無形文化財		0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	28	
	無形の民俗文化財	304	
記念物	遺跡	1,776	
	名勝地	95	
	動物・植物・地質鉱物	1,396	
文化的景観		16	
伝統的建造物群		11	
その他の文化財		271	
合計		6,742	

か、護摩堂や地藏堂・十王堂、経蔵・鐘楼・山門・仁王門など固有の役割を持つ多数の建造物で構成されます。

農家建築も本市の文化財を特徴づける建造物です。近世の農家建築は茅葺^{かやぶき}屋根を持ち、大規模なものから小規模なものまで多様でしたが、現存するものの多くは大型の農家建築です。近代から戦後にかけての農家建築は、「居蔵造^{いぐらづくり}」と呼ばれる赤瓦・漆喰^{しっくい}壁の大規模な木造建築が数多く存在します。屋根をシャチホコで飾る居蔵造の建造物は本市の農村風景を特徴づけるものです。

● 美術工芸品

美術工芸品は、1,739 件を把握しています。内訳は絵画が 90 件、彫刻が 516 件、工芸品が 331 件、書跡・典籍^{てんせき}が 161 件、古文書が 53 件、考古資料が 217 件、歴史資料が 371 件です。

絵画は、仏画が大半を占めていますが、旧家に残る近世・近代絵画についても調査によって実態が明らかになりつつあります。

彫刻は、仏像・神像が大きな割合を占めています。近世の仏像・神像は、地方色が豊かでであり歴史資料としても価値を有しています。

工芸品は陶磁器や漆工芸など多数存在しますが、後述する民俗文化財との境界があいまいです。地方色を示すものとして、明治時代の一時期に製造された磁器である小谷焼がよく知られています。

書跡・典籍^{てんせき}は、経典^{きょうてん}が代表的です。大般若経^{だいほんにやきょう}は、未指定のものは 600 巻揃うものはありませんが、奥書から由来が知ることのできるものが多く、価値が高いものです。

古文書は、中世文書と近世・近代の文書に分けられます。中世文書は数が少なく、それだけで貴重な存在ですが、まとまって遺^{のこ}っているものがなく、歴史的な価値が高いものは少数です。近世・近代文書は、膨大な数があることが予想されますが、現在存在が確認されているものはその一部に過ぎません。

考古資料は、発掘調査によって出土した資料を指します。本市では開発に伴う発掘調査が長年続けられており、考古資料は、その重要度に基づいて A～C ランクに分けられ、整理保管されています。

歴史資料は、神社に奉納された絵馬や棟札のほか、廻船業者によって奉納された船絵馬、顕彰碑など、多様なものがあります。

(2) 無形文化財

現状では具体的な件数を把握していません。

(3) 民俗文化財

● 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は 28 件を把握しています。

酒造りの道具や各種農機具・漁具などの様々な道具に加え、近年は昭和期の家電製品なども有形の民俗文化財として収集を始めており、生活文化全般にわたる幅広い所産が含まれることが特徴です。また、ほうろくや水甕^{みづかめ}など生活に幅広く用いられた、素焼きの土器の原村焼が有名です。

● 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は 304 件を把握しています。

市内では各地に盆踊りや吹囃子^{ふきはやし}、亥の子などの祭礼行事や、「荒神さん」や「イボ神様」などの多様な信仰が受け継がれています。

また、伝統技術には、化粧^{けしょうこもだる}菰樽の製作技術や鬼瓦、広島仏壇の製造技術などが挙げられます。茅葺^{かやぶき}の屋根葺き技術は、芸州流として広く西日本に知られており、現在も一部で引き継がれています。

その他、西条^{とうじ}の杜氏が、酒造りの合間の空腹を満たすために考案したまかない料理が発祥と言われる、美酒鍋^{びしゅなべ}などの食文化も見られます。

(4) 記念物

● 遺跡

遺跡は 1,776 件を把握しています。この中には、旧石器時代の集落跡である西ガガラ遺跡のよ
うに発掘調査後埋め戻された遺跡や、市内最大級の円墳である長者スクモ塚第 1 号墳など、貴重な遺跡が含まれます。そのほか乃美氏や吉原氏、久芳氏などの中小国人領主の居城である乃美茶
白山城跡^{うすやま}や瀬賀城跡^{せが}、久芳の堀城跡などが本市に広く分布しています。本市の歴史に関わる各時代の遺跡は、指定・未指定にかかわらず、本市の歴史の解明と密接に関連する重要な文化財です。

● 名勝地

名勝地は 95 件を把握しています。

寺院・旧家に残る庭園や古くから知られる奇岩、沿岸部の景勝地^{ふくじょうじ}などが挙げられます。福成寺
庭園^{あづまこ}や吾妻子の瀧などは代表的なものです。

● 動物・植物・地質鉱物

動物・植物・地質鉱物は 1,396 件を把握しています。

本市は南部の瀬戸内海沿岸・島しょ部から標高 900m ほどの山地に至るまで多様な自然環境の中にあります。特に降水量の乏しい瀬戸内海気候から、数多くのため池が造られ、サイジヨウコ

ウホネなどの貴重な水生植物や水生昆虫、水鳥などが生育・生息しています。また、内陸部ではヤチシャジンやミコシギクなど貴重な植物の群落が見られます。

(5) 文化的景観

文化的景観は 16 件を把握しています。

本市を特徴づける酒造業によって形成された景観はよく知られていますが、広大な水田の中に赤瓦・白壁の壮大な^{いぐらづくり}居蔵造の農家が点在する^{さんきょ}散居集落の景観は、本市を代表する農業分野での文化的景観と言えます。そのほかにも、山間部の棚田や三津湾のカキ養殖のための^{いかだ}筏が浮かぶ景観、安芸津町木谷のじゃがいも畑など、豊かな文化的景観が存在します。



写真 2-21 赤崎のじゃがいも畑

(6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群は 11 件を把握しています。

西条酒蔵通り地区や高屋町^{しらいち}白市、安芸津町三津、志和町志和堀、豊栄町^{ざいごうまち}乃美など^{ざいまち}在郷町や在町の系譜を引く伝統的な町家のある町並みのほか、茅葺民家から^{かやぶき}居蔵造^{いぐらづくり}に移り変わる昭和 30～40 年代の景観をよく残す志和堀地区の景観、急な斜面に農家集落が展開する河内町宇山地区は、本市を代表する伝統的建造物群といえます。



写真 2-22 西条酒蔵通り地区の町並み



写真 2-23 赤瓦屋根の景観

(7) その他の文化財

本計画において伝説、伝承、民話、方言、地名等を、その他の文化財と定義しています。主に^{あやめの}菖蒲^{まえ}前伝説や長者伝説に代表される伝説、伝承、民話を 271 件把握しています。

方言は、かつては村ごとといえるほど多彩な方言があり、地方ごとに限定されたコミュニティの中で、コミュニティに属する話者によって伝えられてきています。また、小さな範囲を示す^{こあざ}小字やホノギなどの地名や、農家・商家などの家の名称である^{やごう}屋号は、地域の歴史を伝える貴重な文化財ですが、方言、地名等の具体的な件数は把握していません。

6. 各エリアの特徴と文化財

本市を構成する9つの町は、それぞれ歴史的な経緯を踏まえて形成された自立的な自治体でした（昭和49（1974）年合併の西条町、八本松町、志和町、高屋町、平成17（2005）年合併の黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町）。合併し市となった現在においても、町単位の枠組みは残されています。これらの地域的な枠組みは、歴史をたどると古代の賀茂郡や豊田（沙田）郡の「和名類聚抄」（平安時代の辞書）記載の郷にまで遡ることができます。また、江戸時代の賀茂郡は、各村々が一定のまとまりをもって組分けされており、古代の郷ともある程度対応していました。

本節では、こうした歴史的背景と地域的なまとまりを踏まえ、本市を8つのエリアに分割し、各エリアの特徴と文化財について整理します。このうち河内町は、入野川流域で上流域の高屋地域と関りの深い地域（入野）と、沼田川流域で沼田新庄が置かれた地域があります。前者は高屋地域とともに中世の国人（国衆）平賀氏の領域であり、後者は小早川氏の一族である小田氏や宇山氏等の領域でした。こうした歴史的・地勢的背景や文化財の特徴を踏まえ、それぞれ高屋・入野エリア、河内エリアを設定します。



図 2-1 東広島市の歴史文化における地域的なまとまり

(1) 西条・八本松エリア

古代は賀茂郷・木綿郷・大山郷があり、近世は西条庄として一体的に発展してきた地域です。西国街道（旧山陽道）や山陽本線の通る交通の要衝であり、豊かな生産力を背景とした4つの史跡を中心に様々な文化財が遺されています。

■表 2-8 西条・八本松エリアの主な文化財

名称	区分		文化財の指定等
観現寺厨子	有形文化財	建造物	県指定
旧石井家住宅	有形文化財	建造物	市指定
教善寺庫裏	有形文化財	建造物	
教善寺本堂	有形文化財	建造物	
國分寺護摩堂	有形文化財	建造物	市指定
國分寺仁王門	有形文化財	建造物	市指定
新宮神社本殿	有形文化財	建造物	市指定
中の峠隧道	有形文化財	建造物	国登録
福成寺本堂内厨子及び須弥壇	有形文化財	建造物	国指定
御建神社鳥居	有形文化財	建造物	
御建神社本殿	有形文化財	建造物	
妙福寺本堂	有形文化財	建造物	
新宮神社随神像	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	
八本松八十八石仏	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	
木造薬師如来坐像（國分寺）	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	県指定
木造薬師如来坐像（長福寺）	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	県指定
木彫十二神将立像（長福寺）	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
薬師如来坐像（國分寺）	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
銅鐘（慶徳寺）	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
福成寺文書	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	県指定
化粧菰樽の道具	民俗文化財	有形の民俗文化財	
酒造りの道具	民俗文化財	有形の民俗文化財	
タバコ乾燥庫	民俗文化財	有形の民俗文化財	
亥の子	民俗文化財	無形の民俗文化財	
酒造り唄	民俗文化財	無形の民俗文化財	
トンド	民俗文化財	無形の民俗文化財	
盆踊り	民俗文化財	無形の民俗文化財	
安芸國分寺跡	記念物	遺跡	国指定
鏡山城跡	記念物	遺跡	国指定
古代山陽道	記念物	遺跡	
西条柿伝承地	記念物	遺跡	市指定
西条酒蔵群	記念物	遺跡	国指定
曾場が城跡	記念物	遺跡	市指定

つちやま 槌山城跡	記念物	遺跡	市指定
野坂完山の墓	記念物	遺跡	県指定
みつじょう 三ツ城古墳	記念物	遺跡	国指定
あづまこ 吾妻子の滝	記念物	名勝地	
武士の滝	記念物	名勝地	
じゅえんてい 前垣氏庭園（寿延庭）	記念物	名勝地	国登録
アキサンショウウオ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
オオサンショウウオ	記念物	動物・植物・地質鉱物	国指定（特別天然記念物）
小倉神社のケヤキ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
西条層の露頭	記念物	動物・植物・地質鉱物	
ふくじょうじ 福成寺の巨樹群	記念物	動物・植物・地質鉱物	県指定
三永のサルスベリ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
いぐらづくり さんきょ 赤瓦・居蔵造の散居集落の景観	文化的景観		
西条酒蔵群と旧宿場町の景観	文化的景観		
赤瓦・居蔵造の散居集落	伝統的建造物群		
西条酒蔵通りの町並み	伝統的建造物群		

(2) 志和エリア

古代は志芳郷^{しわごう}があり、中世は志芳庄^{しわのしょう}、近世は志和庄、現代は志和町として歴史的に一体的な地域です。中世には、安芸国の有力な国人（国衆^{こくじん}）である天野氏の拠点^{こにしゅう}が置かれた地域であり、天野氏に関連する文化財や、幕末の広島藩の軍事施設に関する文化財などが多く遺^{のこ}されています。

■表 2-9 志和エリアの主な文化財

名称		区分	文化財の指定等
みやぐら 大宮神社宮蔵	有形文化財	建造物	市指定
さいほんじ 西方寺本堂	有形文化財	建造物	
時報塔	有形文化財	建造物	国登録
なみたきじくり 並瀧寺庫裏	有形文化財	建造物	市指定
なみたきじ 並瀧寺本堂	有形文化財	建造物	市指定
からえねはんぞう なみたきじ 唐絵涅槃像（並瀧寺）	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
ほうおんじ しゃかにょらい ざぞう 報恩寺釈迦如来坐像	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	
こまいぬ 木造獅子狛犬（二宮神社）	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
もくちょうえんめいじ ぞう ぼさつはん か ぞう なみたきじ 木彫延命地藏菩薩半跏像（並瀧寺）	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
かけぼとけ 懸仏（大宮神社）	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
どうしょう いちなか 銅鐘（市中神社）	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
ご ぶ だいじょうきょう 五部大乘経（大宮神社）	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	市指定
し ほん ぼく しょ だい ほん に やきょう 紙本墨書大般若経（大宮神社）	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	県指定
い 亥の子	民俗文化財	無形の民俗文化財	
しんぐう 新宮踊り	民俗文化財	無形の民俗文化財	

月見踊り	民俗文化財	無形の民俗文化財	
トンド	民俗文化財	無形の民俗文化財	
みや 宮踊り	民俗文化財	無形の民俗文化財	
石井城跡	記念物	遺跡	
おうぎやま 生城山城跡	記念物	遺跡	市指定
ちようそくしやうしやじよあと 海軍山聴測照射所跡	記念物	遺跡	
旧神機隊駐屯地	記念物	遺跡	
きんめいざん 金明山城跡	記念物	遺跡	
こめやま 米山城跡	記念物	遺跡	
すくも塚	記念物	遺跡	
ちようじやさんじようあと 長者山城跡	記念物	遺跡	
八条原城跡	記念物	遺跡	
長者ヶ滝	記念物	名勝地	
中原神社のケヤキ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
二宮神社のクスノキ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
ほりうち 堀・内地区の棚田と散居集落の景観	文化的景観		
かやぶき 茅葺屋根・赤瓦・居蔵造の散居集落	伝統的建造物群		
ほりいち 堀市の町並み	伝統的建造物群		

(3) 高屋・入野エリア

古代は高屋郷・造果郷・入農郷がありました。中世は安芸国の最有力の国人（国衆）である平賀氏の拠点が置かれた地域であり、近世は高屋庄として一体的なエリアでした。

こうした歴史的背景により、平賀氏に関連する文化財が多く遺されています。

■表 2-10 高屋・入野エリアの主な文化財

名称	区分		文化財の指定等
伊原惣十郎家住宅	有形文化財	建造物	一部国登録
まさそう 伊原正三家住宅	有形文化財	建造物	一部国登録
おおとう 大藤家住宅	有形文化財	建造物	一部国登録
かしらざき 頭崎神社本殿	有形文化財	建造物	市指定
旧木原家住宅	有形文化財	建造物	国指定
さいほんじ 西品寺本堂	有形文化財	建造物	
住吉神社本殿	有形文化財	建造物	
竹林寺石造物	有形文化財	建造物	市指定
竹林寺仏堂	有形文化財	建造物	市指定
竹林寺本堂	有形文化財	建造物	国指定
つちのみや 土宮神社本殿	有形文化財	建造物	
福岡八幡神社本殿	有形文化財	建造物	
ほてはま 保手濱家住宅主屋	有形文化財	建造物	国登録

養国寺本堂	有形文化財	建造物	
紙本 著色 竹林寺縁起絵巻 し ほん ちやくしよく	有形文化財	美術工芸品（絵画）	県指定
僧行賢関係遺品 そうぎょうけんかんけい い ひん	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	県指定
杉木の石造地藏菩薩立像 そま き せきぞう じ ぞう ぼ さつりゅうぞう	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
八王子観音菩薩立像 はちおう じ かのん ぼ さつりゅうぞう	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
木造地藏菩薩半跏像（竹林寺） じ ぞう ぼ さつはん か ぞう	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	県指定
線刻 十一面観音鏡像 せんこくじゅういちめんかんのんきやうぞう	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
白鳥古墳出土品 しらとり	有形文化財	美術工芸品（考古資料）	県指定
西本6号遺跡出土品	有形文化財	美術工芸品（考古資料）	市指定
小谷焼窯跡 こ だにやきかまあと	記念物	遺跡	市指定
胡麻古墳群 ご ま	記念物	遺跡	
白鳥神社 しらとり	記念物	遺跡	市指定
新開城跡 しんがい	記念物	遺跡	
仙人塚古墳 せん にんづか	記念物	遺跡	市指定
鷹巣城跡 たかのす	記念物	遺跡	
滝山城跡	記念物	遺跡	
西本6号遺跡	記念物	遺跡	市指定
平賀氏の遺跡	記念物	遺跡	県指定
入寺滝 にゅう じ	記念物	名勝地	
西条層の露頭	記念物	動物・植物・地質鉱物	
鶴亀山の社叢 つるかめやま しゃそう	記念物	動物・植物・地質鉱物	県指定
白市の茶畑の景観	文化的景観		
高屋堀の迫田景観 さこ だ	文化的景観		
入野川の蟹カゴ漁の景観 にゅう の かに	文化的景観		
迫田と赤瓦・居蔵造の民家群 さこ だ い ぐらづくり	伝統的建造物群		
白市の町並み	伝統的建造物群		

(4) 黒瀬エリア

古代は訓養郷やなくにごうがあり、中世は東条郷とうじょうごう、近世は黒瀬郷、現代は黒瀬町として歴史的に一体的なエリアです。神仏習合しんぶつしゅうごうに関する文化財が多く遺のこされています。

■表 2-11 黒瀬エリアの主な文化財

名称		区分	文化財の指定等
金光酒造 かねみつ	有形文化財	建造物	一部国登録
慶雲寺観音堂厨子 ず し	有形文化財	建造物	市指定
五神社本殿 ご	有形文化財	建造物	
樋之上八幡神社本殿 ひ の うえ	有形文化財	建造物	
内畠暁園襖絵 うち はたぎょうえんふすま え	有形文化財	美術工芸品（絵画）	市指定
大多田八幡神社の懸仏 おお た 八 かげぼとけ	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
樋之上八幡神社の懸仏 ひ の うえ 八 かげぼとけ	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定

門前神社の懸仏 かけぼとけ	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	市指定
三島神社奉納俳額 ほのうはいがく	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	市指定
樋之上八幡神社の棟札・絵馬 ひのうえ むなふだ	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	市指定
トンド	民俗文化財	無形の民俗文化財	
報恩講の行事 ほうおんこう	民俗文化財	無形の民俗文化財	
岩幕山古墳 いわまくやま	記念物	遺跡	市指定
岩山城跡	記念物	遺跡	
恵比禰城跡 えびね	記念物	遺跡	
旧佐々木屋敷跡	記念物	遺跡	
二ツ山城跡 ふたつやま	記念物	遺跡	
保田古墳群 やすだ	記念物	遺跡	市指定
小田山 こだやま	記念物	名勝地	
中黒瀬のセンダン	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
赤瓦・居蔵造の散居集落の景観 いぐらづくり さんきょ	文化的景観		
赤瓦・居蔵造の散居集落 いぐらづくり さんきょ	伝統的建造物群		

(5) 福富エリア

古代は訓芳郷くばごうがあり、現代は福富町として一体的なエリアです。豊かな自然のもと、竹仁のシヤクナゲ群落（県天然記念物）や、赤瓦屋根の田園景観などが遺っています。

■表 2-12 福富エリアの主な文化財

名称	区分		文化財の指定等
久芳八幡神社本殿	有形文化財	建造物	国登録
正覚寺本堂 しょうかくじ	有形文化財	建造物	
森政神社拝殿 もりまさ	有形文化財	建造物	
明眼寺本堂 みょうげんじ	有形文化財	建造物	
躑躅の太鼓 つつじ（できしよく）	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	
猿田彦 さるたひこ	民俗文化財	無形の民俗文化財	
獅子舞	民俗文化財	無形の民俗文化財	
吹囃子 ふきはやし	民俗文化財	無形の民俗文化財	
巫女舞 みこまい	民俗文化財	無形の民俗文化財	
阿良井城跡 あらい	記念物	遺跡	
貝峠古墳 かいのたお	記念物	遺跡	
小松古墳群	記念物	遺跡	
穴戸城跡 ししど	記念物	遺跡	
高塚城跡	記念物	遺跡	
戸鼻遺跡 とばな	記念物	遺跡	
長尾城跡	記念物	遺跡	
堀城跡（久芳） くば	記念物	遺跡	

堀城跡（戸野） わにぶち 鰐淵滝	記念物	遺跡	
久芳八幡神社の社叢 たかのすやま 鷹巣山のブナ林	記念物	動物・植物・地質鉱物	
竹仁のシャクナゲ群落 たけに ミコシギク	記念物	動物・植物・地質鉱物	県指定
ヤチシャジン	記念物	動物・植物・地質鉱物	
赤瓦の農家と田園の景観	文化的景観		
赤瓦・居蔵造の散居集落 いぐらづくりさんきょ	伝統的建造物群		

(6) 豊栄エリア

古代は能美郷、安宿郷、備後国世羅郡がありました。現代は豊栄町として一体的なエリアです。オオサンショウウオ（特別天然記念物）の繁殖地が確認されているほか、神楽～五行祭～（県無形民俗文化財）、小早川氏の一族である乃美氏に関する遺跡などが遺されています。

■表 2-13 豊栄エリアの主な文化財

名称	区分		文化財の指定等
瀬賀八幡神社本殿 せが	有形文化財	建造物	
本宮八幡神社社殿	有形文化財	建造物	市指定
紙本墨書大般若経（本宮八幡神社） しほんぼくしよだいはんにはんぎやう	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	県指定
神楽～五行祭～ ごぎやうさい	民俗文化財	無形の民俗文化財	県指定
獅子舞 ふきはやし	民俗文化財	無形の民俗文化財	
吹囃子 ふきはやし	民俗文化財	無形の民俗文化財	
巫女舞 みこまい	民俗文化財	無形の民俗文化財	
吉原神祇 よしわらじんぎ	民俗文化財	無形の民俗文化財	
宇都山城跡 うずやま	記念物	遺跡	
大平山古墳 おおひらやま	記念物	遺跡	
山王古墳群 さんのう	記念物	遺跡	一部市指定
杉城跡	記念物	遺跡	
砂走山城跡 すばしりやま	記念物	遺跡	
瀬賀山城跡 せが	記念物	遺跡	
茶臼山城跡 ちやうすやま	記念物	遺跡	
天神原遺跡 てんじんばら	記念物	遺跡	
塔ノ岡古墳 とうのおか	記念物	遺跡	市指定
宮ヶ迫古墳 みやがさこ	記念物	遺跡	市指定
六日市古墳群	記念物	遺跡	
門田山城跡 もんでんやま	記念物	遺跡	
吉末城跡 よしすえ	記念物	遺跡	
アキサンショウウオ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定

うねやま 畝山神社の巨樹群	記念物	動物・植物・地質鉱物	県指定
エヒメアヤメ	記念物	動物・植物・地質鉱物	
オオサンショウウオ	記念物	動物・植物・地質鉱物	国指定（特別天然記念物）
くつじ 苦の辻中生代魚類化石産出層	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
しゃそう 本宮八幡神社の社叢	記念物	動物・植物・地質鉱物	県指定
蓮教寺のアスナロ	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
赤瓦の農家と田園の景観	文化的景観		
いぐらづくり さんきょ 赤瓦・居蔵造の散居集落	伝統的建造物群		

(7) 河内エリア

古代は登能郷、中世は沼田新莊であり、沼田川流域の一体的なエリアです。小田神楽や宇山民謡などの貴重な無形の民俗文化財や、小早川氏の一族である小田氏等に関する文化財などが遺されています。

■表 2-14 河内エリアの主な文化財

名称	区分		文化財の指定等
ほうきよういんとう 真光寺宝篋印塔	有形文化財	建造物	市指定
みやま 深山変電所本館	有形文化財	建造物	国登録
やすひろ みこし 安広八幡神社神輿	有形文化財	建造物	
やくしにょらいざざう じゅうにしんしょうざう 木造薬師如来坐像及び木造十二神将像 (廃東光寺)	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	市指定
おだ いたび 小田八幡神社板碑	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	市指定
はいせんこうじ ぶんめいたび 廃専光寺文明板碑	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	
宇山民謡	民俗文化財	無形の民俗文化財	市指定
おだ 小田神楽	民俗文化財	無形の民俗文化財	市指定
ぬた 沼田川の川漁	民俗文化財	無形の民俗文化財	
おおどう 大道遺跡	記念物	遺跡	
おだ 小田城跡	記念物	遺跡	
さんきょ 山居遺跡	記念物	遺跡	
しもたか 下鷹城跡	記念物	遺跡	
しょうじ がたけ 障子ヶ嶽城跡	記念物	遺跡	
たや 田屋城跡	記念物	遺跡	
ちやうすやま 茶臼山城跡	記念物	遺跡	
つねとも 常友城跡	記念物	遺跡	
とらごぜ 虎御前の墓	記念物	遺跡	
にたんた 二反田古墳	記念物	遺跡	
みやま 深山峡	記念物	名勝地	
宇山の農村景観	文化的景観		
なかごうち 中河内の町並み	伝統的建造物群		

(8) 安芸津エリア

古代は香津郷かうのつごうがあったと推測されています。中世は三津三浦みつみうら、近世は浦辺筋うらべすじ、現代は安芸津町として一体的なエリアです。本市で唯一海に接する地域であり、海との関わりが深い文化財のほか、近代に盛んになった酒造りに関する文化財が主に遺のこされています。

■表 2-15 安芸津エリアの主な文化財

名称		区分	文化財の指定等
今田酒造本店	有形文化財	建造物	一部国登録
小松原説教場	有形文化財	建造物	
榊山八幡神社社殿 さかみやま	有形文化財	建造物	
柄家住宅 つか	有形文化財	建造物	
柄酒造 つか	有形文化財	建造物	
日高八幡神社本殿	有形文化財	建造物	
日高八幡神社の狛犬 こまいぬ	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	県指定
木造釈迦如来坐像（立花区） しゃかにょらいざざう	有形文化財	美術工芸品（彫刻）	
榊山八幡神社能面 さかみやま	有形文化財	美術工芸品（工芸品）	
浄福寺大般若経 だいはんにやきやう	有形文化財	美術工芸品（書跡・典籍）	
祝詞山八幡神社棟札 のりやま むなふだ	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	市指定
三浦仙三郎酒造関係資料 みうらせんざぶろう	有形文化財	美術工芸品（歴史資料）	市指定
大田首なし地蔵	民俗文化財	有形の民俗文化財	
拝み岩	民俗文化財	有形の民俗文化財	
トンカラリン	民俗文化財	有形の民俗文化財	
イカカゴ漁	民俗文化財	無形の民俗文化財	市指定
小松原説教場の宗教行事	民俗文化財	無形の民俗文化財	
重松神社の大名行列	民俗文化財	無形の民俗文化財	
白魚漁 しろうおりよう	民俗文化財	無形の民俗文化財	
タコ壺漁	民俗文化財	無形の民俗文化財	
祝詞山八幡神社大祭の神賑行列 のりやま たいさい しんしんぎやうれつ	民俗文化財	無形の民俗文化財	
三津祇園祭り みつ ぎ おんまつ	民俗文化財	無形の民俗文化財	
重信城跡	記念物	遺跡	市指定
二馬手塩田跡 樋の輪 ふたまで ひのわ	記念物	遺跡	
松尾城跡	記念物	遺跡	
大芝の褶曲した地層 しやうきよく	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
三大妙見神社の社叢 みやうけん しやそう	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
ちしゃのき	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
祝詞山八幡神社のコバンモチ群落 のりやま	記念物	動物・植物・地質鉱物	県指定
ホボロ島	記念物	動物・植物・地質鉱物	市指定
蓮光寺の大イチョウ	記念物	動物・植物・地質鉱物	
赤崎のジャガイモ畑の景観	文化的景観		
三津湾のカキ筏が浮かぶ景観 いかだ	文化的景観		

7. 関連する制度

(1) 100 年フード

100 年フードは、我が国の多様な食文化の継承・振興への機運を醸成するため、地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化を、100 年続く食文化「100 年フード」として文化庁が認定し、継承を推進するものです。

本市では、令和 5（2023）年度に**びしゅなべ**美酒鍋が「未来の 100 年フード部門～目指せ、100 年！～」で認定されました。



写真 2-24 **びしゅなべ** 美酒鍋

■表 2-16 本市の 100 年フード

名称	概要
びしゅなべ 美酒鍋	東広島市西条の杜氏 とうじ が、酒造りの合間の空腹を満たすために考案したまかない料理が発祥と言われています。名前の由来は、水仕事が多く仕事着がびしょ濡れになることが多かった蔵人（酒蔵で働く人）を「びしょ」と呼び、その蔵人たちが食することから「びしょ鍋」と呼ばれるようになったと言われています。豚肉、鶏肉、野菜類を日本酒と塩・こしょうだけで調理するのが特徴です。「美酒」の字は近年あてられたもので、現在では東広島市の名物料理として時季を問わず食され、毎年 10 月に開催される「酒まつり」でも振る舞われます。

第3章 東広島市の歴史文化の特性

第3章 東広島市の歴史文化の特性

1. 東広島市の歴史文化の特性

ここまでの内容を踏まえ、本市の歴史文化の特性を次のとおり整理します。

(1) 広島県最大の洪積台地・瀬戸内海気候と多様な自然環境

本市は、瀬戸内海沿岸・島しょ部から標高 900m ほどの山地に至るまで、多様な自然環境のもとにあります。市北部には、瀬戸内海側、日本海側に流れ出る河川の源流部があります。中心部は標高 200m ほどの台地上に位置し、盆地であることから一日の寒暖差が大きいのが特徴です。

こうした自然環境の中で、清流では生きた化石と呼ばれるオオサンショウウオ（特別天然記念物）が生息し、海岸部では三津湾で造礁サンゴが生息しています。また、少ない降水量のなかで水田耕作を行うために造られた 2,000 を超えるため池は、江戸時代から記録に残る多様な水鳥や固有種の水草を育てており、豊かな生態系を形成しています。

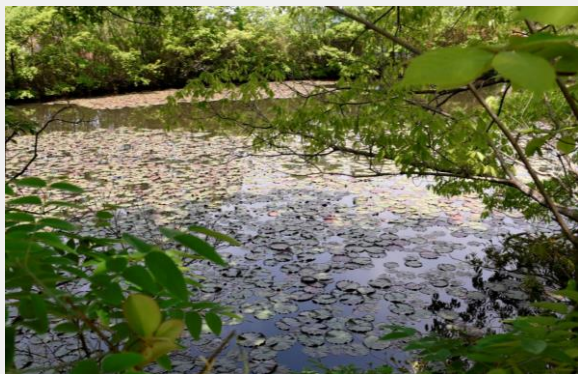


写真 3-1 市内のため池

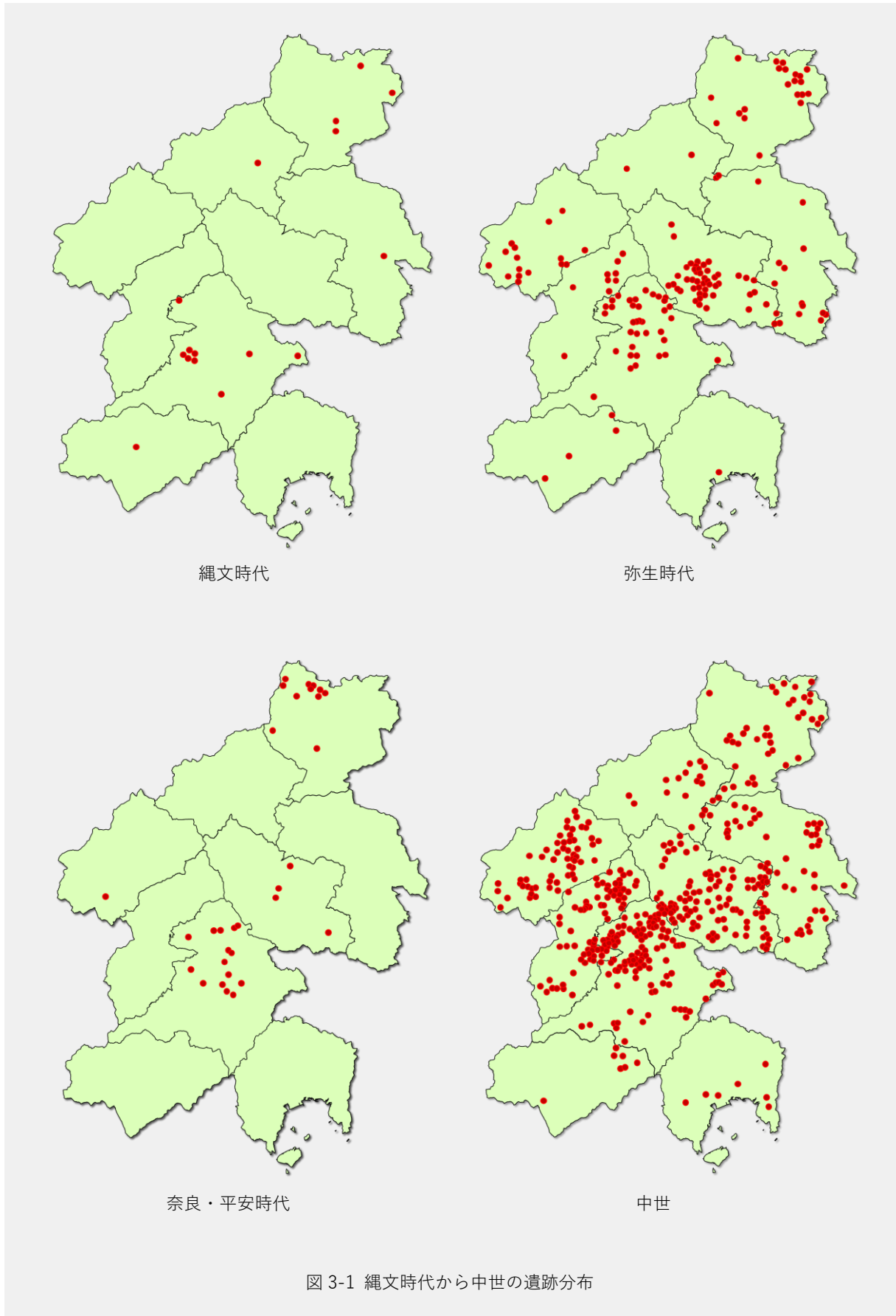


写真 3-2 オオサンショウウオ（特別天然記念物）

(2) 穀倉地帯の形成と発展

考古学的に見ると、弥生時代中期以降、^{きゅうりょう}丘陵上で集落が爆発的に増加しており、水田・稲作の普及とともに盆地内の人口が飛躍的に増えたことが分かります（図 3-1）。遺跡数が前後の時代よりも大幅に増えた時代は、弥生時代中期～後期以外に、12 世紀の平安時代末期、15～16 世紀の室町・戦国期、18～19 世紀の江戸時代後期などいくつか見られます。

これは農業を行う耕地の面積が拡大したこと、農業技術が改良されて生産性が向上したことにより、人口が増加したことによるものと考えられます。また、地域が経済的に豊かになったことも意味し、江戸時代以来、この地域は^{あきのくに}安芸国最大の穀倉地帯となりました。



(3) 政治・文化の拠点と陸上交通の要衝^{ようしょう}

本市には各時代を代表する大規模な遺跡が存在し、それぞれの遺跡が営まれた時代に政治や文化の拠点になっていました。

古墳時代には広島県最大級の前方後円墳である三ツ城古墳^{みつじょう}（史跡）が築造され、安芸地方（主に広島県西部）の大豪族がこの地域を拠点にしていたと考えられます。

奈良時代には聖武天皇の国分寺建立^{こんりゅう みことのり}の詔により安芸国分寺^{あきのくに}が建立され、当時の安芸国の宗教的な拠点になりました。また、広島県の代表的な密教系の山岳寺院もこの時代に開かれたと伝わり、現代まで法灯をつないでいます。

南北朝時代から戦国時代は、西国一の守護大名である大内氏が市域の大部分を領土とし、鏡山城を軍事的・政治的な拠点、地域の大寺院である福成寺^{ふくじょうじ}を宗教的・精神的な拠点としました。

こうした背景には、この地域の生産量が大きく、山陽道を中心とした陸上交通の要衝^{ようしょう}であったことがあります。



写真 3-3 三ツ城古墳（史跡）^{みつじょう}

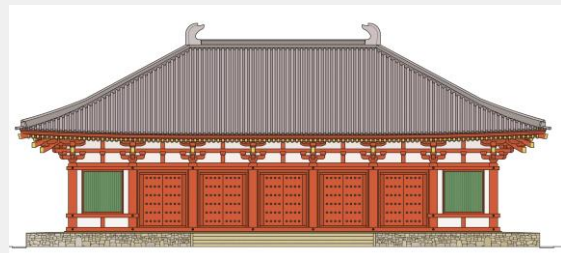


図 3-2 安芸国分寺金堂想像図^{こんどう}

(4) 豊かな生産力による農村の発展と文化

江戸時代、市域には広島藩最大の穀倉地帯があり、その生産力を背景に神社仏閣の造営や住宅の大規模化が促進されました。さらに、明治時代以降、赤瓦を屋根に用いた「居蔵造^{いぐらづくり}」と呼ばれる白壁の大規模な民家が普及します。破風^{はふ}を連ね、しゃちほこ等の飾り瓦をあげる豪壮なたたずまいは、この地域の大きな特徴です。

また、浄土真宗の信者である「安芸門徒」の文化や、五行祭^{ごぎょうさい}と呼ばれる祭文^{さいもん}の語りを中心とした神楽、トンド（神明さん^{しんめい}）、亥の子などの文化も育まれ、現代に受け継がれています。



写真 3-4 居蔵造^{いぐらづくり}の民家

(5) 穀倉地帯と海のつながり

西条盆地の穀倉地帯は、瀬戸内海への最短ルートである安芸津地域を外港とし、穀物などの生産物は外の世界とつながりました。安芸津町三津は古くからの港であり、江戸時代には広島藩の御米蔵（御蔵所）が置かれ、賀茂郡の大部分及び一部の豊田郡の年貢米はこの地から大坂（大阪）の蔵屋敷に運ばれました。

また、安芸津地域では廻船業も盛んで、廻船業者は北前船や藩米の輸送で財を成しました。

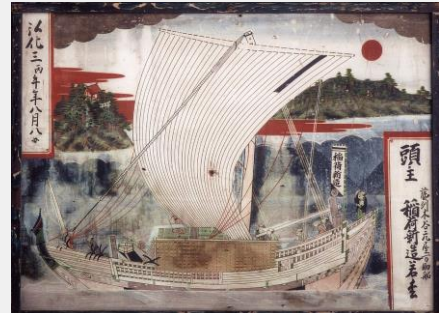


写真 3-5 稲荷新造船絵馬
※みくに龍翔館(福井県坂井市)所蔵

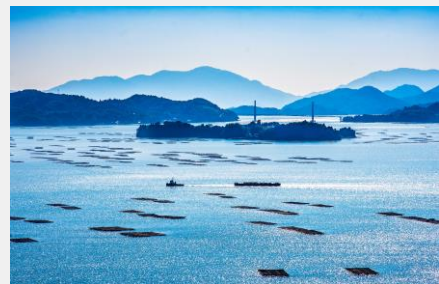


写真 3-6 瀬戸内海の多島美

(6) 三浦仙三郎の功績と銘醸地の誕生

御米蔵（御蔵所）に集まる豊富な米により、三津では酒造業が発達しました。明治時代には三津の酒造家 三浦仙三郎が、当時酒づくりに適していないとされた軟水でも質の高い酒を造れるよう、低温長期発酵という吟醸造りの基礎を確立し、杜氏を育成しました。

この技術は、江戸時代から酒造りを行っていた西条にも伝わり、酒質の向上に貢献しました。明治 27（1894）年には山陽鉄道が開通して大量輸送が可能になり、酒蔵はさらに大規模化しました。さらに、佐竹利市が機械による高白精米技術を発明し、酒質の向上と大量生産を支え、銘醸地の誕生につながりました。



2. 東広島市の歴史文化の特性の大テーマ

前節のとおり本市の自然環境・歴史文化を俯瞰すると、人々が長い時間をかけて形成した本市の歴史文化には“安芸国最大の穀倉地帯”という特性があり、この特性から時代ごとに数多くの物語や文化財が派生していることが分かります。この特性は時代を超えて脈々と流れてきたものであり、次世代に受け継いでいくべきアイデンティティーと言えるでしょう。

本計画では“安芸国最大の穀倉地帯”を本市の歴史文化の特性の大テーマとします。

《東広島市の歴史文化の特性の大テーマ》

安芸国最大の穀倉地帯

広島県最大の洪積台地・瀬戸内海気候と
多様な自然環境

穀倉地帯の形成と発展

政治・文化の拠点と陸上交通の要衝

豊かな生産力による農村の発展と文化

穀倉地帯と海のつながり

三浦仙三郎の功績と銘醸地の誕生

図 3-4 東広島市の歴史文化の特性の大テーマ